

第3次菊池市総合計画
基本構想 前期基本計画
(案)

2021年10月

菊池市役所 企画振興課

ごあいさつ

本市は、平成27年度から令和3年度までの第2次総合計画において「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の『癒しの里』きくち」を将来像として掲げ、悠久の中で先人たちが紡いできた歴史と、自然のもたらす癒し、そしてそれらが調和した豊かな暮らしを本市の魅力とし、子どもから高齢者まで、すべての市民の笑顔が輝く魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

このような中、今、時代は大きく変わろうとしています。全国的な人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化やデジタル化の進展、地球温暖化に伴う異常気象、新型コロナウイルスによる生活様式の変化、さらには持続可能な開発目標（SDGs）の気運の高まりなど、市民を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした現状を鑑み、これからのまちづくりを展望すると、これまで以上に市民と行政の協働と地方創生への取組が求められます。市民と行政が、将来像を共有し、その実現に向かって連携しながら多様な課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

「つどう、つなげる、つづける」を合言葉に、皆で知恵を出し合い協力し、小さな努力をたゆまず続けていく。そうした努力が次の世代に花を咲かせ実となります。先人がそうしてきたように、次の世代により良いふるさとを引き継いでいくことが我々の使命です。

人と自然が調和し希望と活力に満ちた『癒しの里』きくちの実現に向け、市民をはじめ民間事業者や各種団体などと行政が一体となって、市民の幸福と利益のために全力で市政運営に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定にあたり、御審議いただきました菊池市総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、アンケートへの御協力やワークショップへの参加など様々な機会を通して御意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

内容

第1章 はじめに	5
第1節 計画策定にあたって	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の構成・期間	7
第2節 本市を取り巻く現状と課題	8
1. 社会潮流	8
2. 菊池市の特性	12
3. 人口動態	14
4. 財政状況	16
5. 市民の意向	18
第2章 基本構想	25
第1節 まちづくりの理念	25
第2節 市の将来像	25
第3節 土地利用の方向性	26
第3章 基本計画（総論）	28
第1節 総合計画の政策分野と施策の体系	28
第2節 横断的に取り組む項目の考え方	29
第3節 菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	31
第4節 分野別施策	33
(1) 産業と経済	33
施策1 関係人口の拡大	34
施策2 観光の振興	37
施策3 農業の振興	40
施策4 畜産業の振興	44
施策5 林業の振興	47
施策6 商工業の振興	49
(2) 子育てと健康福祉	52
施策7 子育て支援の充実	53
施策8 健康づくりと医療体制の充実	56
施策9 高齢者福祉の充実	59
施策10 障がい者（児）福祉の充実	62
施策11 生活困窮世帯の自立支援	64
施策12 地域福祉の充実	66

(3) 自然環境と暮らしの基盤.....	68
施策13 脱炭素・循環型社会の実現.....	69
施策14 自然環境の保全.....	71
施策15 魅力あるまちなか整備.....	74
施策16 防災・消防体制の充実.....	76
施策17 暮らしの安全対策の推進.....	79
施策18 良好な都市機能の形成.....	82
施策19 道路・交通体系の整備.....	84
施策20 上下水道の整備.....	86
(4) 教育と文化.....	88
施策21 学校教育の充実.....	89
施策22 生涯学習の推進.....	93
施策23 スポーツの推進.....	96
施策24 歴史文化の保存と継承.....	99
施策25 人権教育・啓発の推進.....	103
施策26 男女共同参画社会の実現.....	105
(5) 市政運営.....	108
施策27 開かれた市政の推進.....	109
施策28 効率的な行政運営.....	111
施策29 財政基盤の強化.....	113

第1章. はじめに

第1章 はじめに

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度から令和3年度までの7年間を計画期間とした第2次菊池市総合計画を策定し、将来像の実現に向けて各施策を推進してきました。

その間、わが国においては高齢化社会に伴う年金や医療、介護などの社会保障費の増大、大規模自然災害への対応、人口減少問題の克服や地域経済の活性化等を目指す地方創生の取組、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化など、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題も山積しています。

特に、新型コロナウイルス感染症は社会全体の価値観を大きく変容させました。人々の交流機会の減少や、そのことに伴う消費の落ち込み等から、感染拡大防止と社会経済活動の両立が強く求められています。この状況下で、テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用が活発になるなど、オンラインコミュニケーションの急速な普及にもつながりました。

持続可能な地域社会の実現のためには、長期的な社会の変化を見据え、将来のありたい姿を描いていくことが重要です。まちづくりにおいてもこれまで以上に、多様な主体の参画を得て、地域力の向上を目指すとともに、様々な分野で生産性の向上を図り、市民生活の維持、向上につなげることが求められます。

本市においても、このような社会潮流や環境の変化を踏まえながら、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向けて、地方創生の推進や、デジタル化への対応を進めていかなければなりません。また、市民と行政の対話を通して、市民ニーズを的確に把握し、市民が住んで良かったと感じ、誇りに思える、安心安全なまちづくりを進めることが必要です。

まちづくりの将来像を市民と行政が共有し、実現に向けて総合的かつ計画的に市政運営を展開していくための指針として第3次総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 総合計画は市の最上位計画

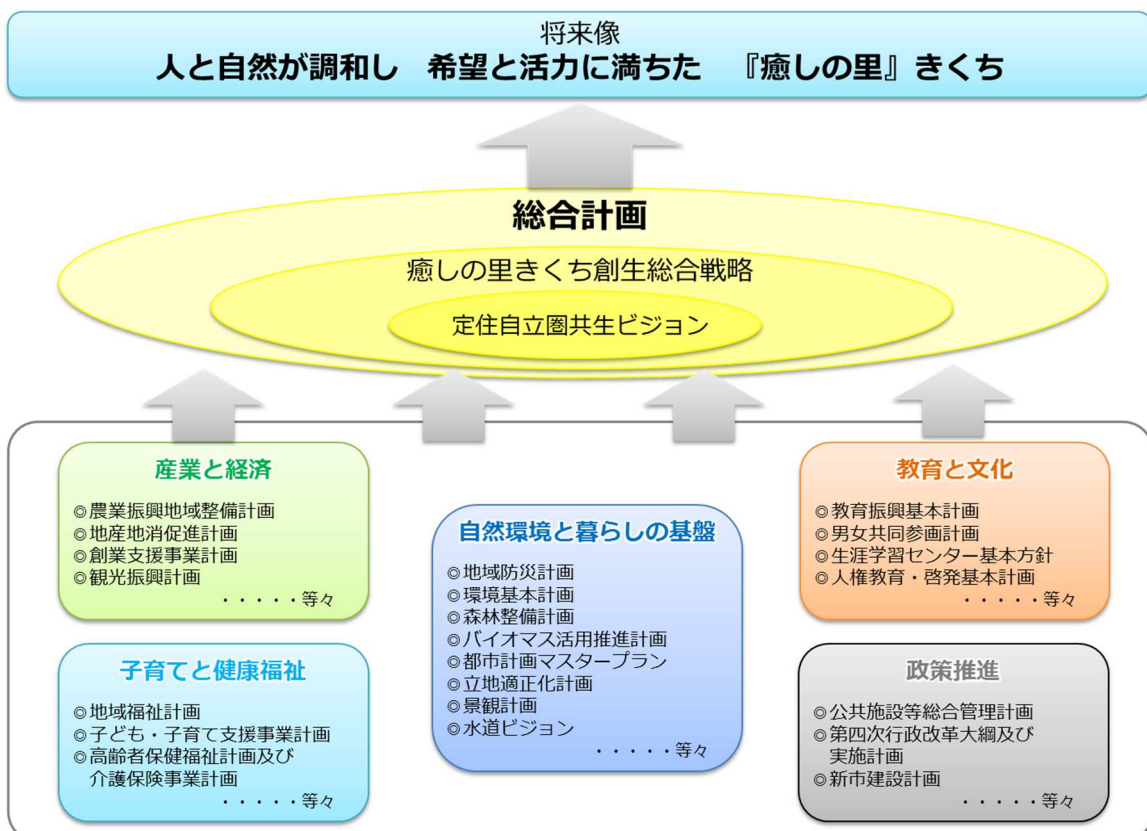
総合計画は、市政における最上位の計画であり、行政が携わる全ての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。

(2) 総合計画と関連計画

総合計画のほかにも、本市には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「地域防災計画」「地域福祉計画」等、様々な個別計画があります。

総合計画でまちづくりの大きな方向性を示すとともに、各種福祉施策や都市基盤整備に関する施策等、個別の施策については、それぞれの個別計画にて細やかに定められています。総合計画と個別計画の両方を推進することにより、住みよいまちづくりを実現していきます。

■ 計画の位置づけ



3. 計画の構成・期間

(1) 基本構想 8年（令和4年度～令和11年度）

基本構想は、市のまちづくりの理念や今後目指すまちの将来像（ありたい姿）を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を示すものです。計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。

(2) 基本計画 4年

前期：令和4年度～令和7年度

後期：令和8年度～令和11年度

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向性を示したものです。

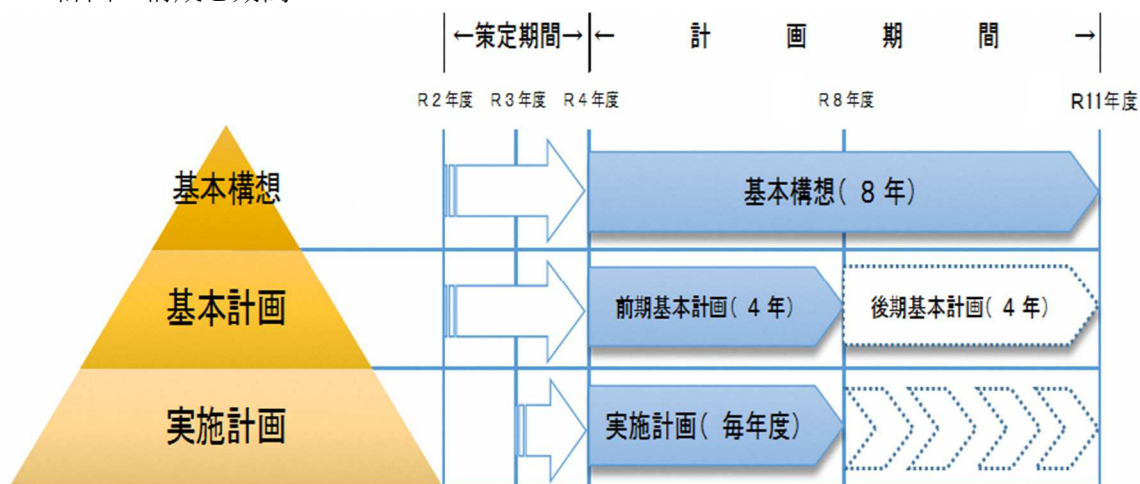
基本計画を構成する施策には、それぞれに成果指標（目標値）を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

(3) 実施計画 毎年度（ローリング方式により見直し）

基本計画で体系化した各施策において、毎年度実施する事業を示すものです。

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるもので、基本計画で設定した目標値の進捗状況等により、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルによる継続的な改善を行っていくことで、計画の質を高めていきます。

■ 計画の構成と期間



第2節 本市を取り巻く現状と課題

1. 社会潮流

本市を取り巻く社会環境の変化はめまぐるしいものがあります。今後のまちづくりにおいては、様々な社会の変化を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少へと転じ、令和2年10月1日現在、1億2,616万人となっています。今後は人口減少が急激に進むことが予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和35年に9,924万人と1億人を下回ることが予測されています。

このような人口減少と少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、労働力の減少、社会保障費等の増大、消費額の落ち込み等、従来の社会制度や経済状況に大きな影響が生じ始めています。東京をはじめとした都市部への一極集中を要因とした地方の人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住の促進や仕事の創出、交流人口の拡大に向けて、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する地方創生の取組が進められています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、密にならない環境やテレワークといった働き方が指向される中、地方の心の豊かさや田舎ならではの良さを再発見するきっかけになっています。このように地方の評価が高まっている今、地方へ人を呼び込むための絶好の機会であり、まちの魅力を発信し、暮らしたい、暮らし続けたいと思える取組が求められています。

(2) デジタル技術の進化と普及

デジタル技術の飛躍的な発展は、高度情報通信ネットワーク社会を拡大させ、就業機会・形態の変容を始め、子ども達の教育環境や高齢者・障がい者の社会参加機会の拡充、医療の充実など、人々の生活や経済活動等にもたらす効果は計り知れないものがあります。国では、日本が目指すべき未来社会の姿として、人工知能（AI）やビックデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れようとする「Society 5.0」を提唱しています。

こうした動きを踏まえ、デジタル技術を産業、観光、交通を始め、地域づくりや交流、多様な学びの促進、地域特有の新たな価値の創出などへ活用していくことが求められます。

また、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優し

いデジタル化～」を示しています。自治体では、行政サービスにおけるデジタル技術の活用やビッグデータ等を活用した市民の利便性向上、デジタル技術や AI 等の活用による業務効率化を図ることで行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

（３）自然災害の深刻化、安心安全に対する意識の高まり

本市にも甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震や、令和 2 年 7 月豪雨など、全国各地で地震や局地的集中豪雨等による深刻な自然災害が発生しています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄等に加え、市民と行政が連携を密にして備えておく必要があります。加えて、地域全体の防災力向上のため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い強靱なまちづくりが求められています。

また、感染症の流行拡大や高齢者の交通事故や消費者被害の増加、食の安全性の問題等、身近な生活での不安要素の増大により、危機管理への関心が高まっています。

安心安全なまちづくりのためには、個人や家庭だけでは、解決できない問題も多いことから、日頃から地域のつながりの重要性が認識されています。行政の支援による公助と、個人や家庭での対策による自助に加え、日頃からの近所づきあいや見守りなど、地域全体で取り組む共助の視点が重要です。

（４）市民協働のまちづくりの推進

市民と行政との協働は、まちづくりの原動力となるものであり、全国各地でその取組が進められています。

本市でも、コミュニティ活動や生涯学習、観光振興など、様々な分野で市民主体の活動の展開により、行政主導のまちづくりから、市民や民間事業者、団体と行政が協働するまちづくりへの転換を図ってきました。

行政が実施する活動や事業の中には、行政が単独で実施するほうが効果的なもの、また、行政と市民や地域が協働で実施するほうが効果的なものがあります。さらに、地域企業等の民間事業者との共創の取組も重要になり、市民との協働と併せて、地域の活性化に結び付けていくことが求められます。

さらに、高齢化や人口減少の進行により、人と人との支えあいの基盤が弱まる中、地域の住民や多様な主体が自ら率先して地域活動に参画することによる地域コミュニティ機能の再構築が必要です。人と人、人と地域の様々な資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていく市民協働のまちづくりを進めることが重要です。

（５）感染症による社会・価値観の変容への対応

新型コロナウイルス感染症は、人々の行動抑制による経済活動の低下や、個人消費の落ち込みなど、本市の地域経済や産業、市民の暮らしに大きな影響をもたらしています。

一方、密集、密接、密閉の「3つの密」を避ける新しい生活様式の実践や、感染予防対策の徹底などが定着していく中、非接触型の新たなビジネスの創出など、働き方、教育、医療、福祉などの様々な面で、住民の行動や意識の変容を取り入れた地域社会の構築が期待されています。

(6) 「誰一人取り残さない」社会の実現

平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標です。「誰一人取り残さない」をキーワードに、2030年までの達成を目指した目標を定めています。

経済・社会・環境の三側面から総合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsの推進は、現在のグローバル社会の下で重要なものとなっており、国、地域、企業、個人が一体となって、積極的に取り組んでいくことが求められます。

持続可能なまちづくりを進める本市においても、令和3年5月に、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。SDGsに掲げられている17の目標についても、今回策定する総合計画の中で政策や施策との関連付けを行い、取組を進めます。

(7) 環境保全意識の高まりと実践

大量生産や大量消費、大量廃棄の生活様式と経済活動は、地球温暖化や自然生態系に大きな影響を及ぼしています。このことから、自然との共生や環境への負荷が少ない循環型社会の形成が急務となっています。

このような状況に対応するため、国においては、自主的に環境に配慮した行動を一層推進し、地球環境に配慮した暮らしの実践など、脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。本市は、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画において、令和32年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標としています。

また、環境の保全と自然資源の有効活用を図りながら、更なるごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄防止対策などに積極的に取り組む必要があります。

(8) 多様性を認めあう社会づくりの推進

人とのつながりやきずなが重視され、支えあいながら生活する社会が求められる一方、個性が尊重され、個人の幸福が追求されるなど、多様な価値観への理解も求められています。

また、性別や年齢に捉われることなく、仕事と生活の調和や家庭と地域社会、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会が求められています。

(9) 地域づくりを支える自治体間の広域連携

地方分権改革により地方自治体への権限移譲が進む中、広域連携によるスケールメリットを活かした経営基盤強化が求められています。

地域を取り巻く課題は高度化、複雑化しており、単一の自治体だけでは解決が難しい事案が数多く存在しています。このため、地域の実情に合わせ、適切な連携手法を取り入れることが有効です。本市では、近隣市町とのつながりをもとに、平成10年7月に「菊池広域連合」を設立しているほか、平成31年3月に「熊本連携中枢都市圏構想」の形成に係る連携協約を締結しています。

市民が安心して暮らしていけるよう、近隣市町村と連携し、経済、都市機能、生活関連機能向上に資する取組の実施により、人々が集まる魅力的な圏域の形成を目指します。

2. 菊池市の特性

(1) 菊池市の位置・地勢

本市は平成 17 年 3 月 22 日に旧菊池市、菊池郡七城町、旭志村、泗水町が合併してできた「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」です。熊本県の北東部に位置し、東部は阿蘇市、南部は菊池郡南部地域（大津町、合志市）、西部は熊本市、山鹿市、北部は大分県日田市にそれぞれ接しています。

地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めています。それら山岳からの豊富な水が菊池川をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。



(2) 菊池市の魅力

①受け継がれてきた歴史・文化

本市は古来、市名に名を残す菊池一族の統治により九州の政治・文化の中心地として栄え、政治・教育・文化面において広く影響を与えてきました。市内には菊池一族を偲ばせる史跡が今も数多く残っています。

その後、江戸・明治期には農業技術先進地として、また良質な米の集散地である商業都市として発展を遂げました。米づくりの技術は現代にまで受け継がれており、平成 29 年には、「米作り、二千年に渡る大地の記憶～菊池川流域『水稻』物語～」が「日本遺産」として認定されています。

ほかにも、国営公園化を目指す鞠智城など、貴重な歴史資源を見ることができます。

また、先人たちにより大切にされてきた地域の宝の保護や活用、地域にある遺産の掘り起こしなどを目的に菊池遺産を認定するなど、ふるさとの魅力を高める取り組みを進めています。

②質の高い農林畜産物

本市は豊かな自然を活かした農林畜産業が基幹産業であり、日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて高い評価を受けている七城のこめをはじめ、メロンや牛

肉、県内一の生産量を誇るシイタケなどは、ブランド化され県内外へ出荷されています。そして、農林畜産物の更なるブランド化・高付加価値化を図るため、くまもとグリーン農業制度の基準に、市独自の安心安全基準を加えた「菊池基準」を設定し、高品質で魅力ある農林畜産物づくりを進めており、市内外の方から好評を得ています。

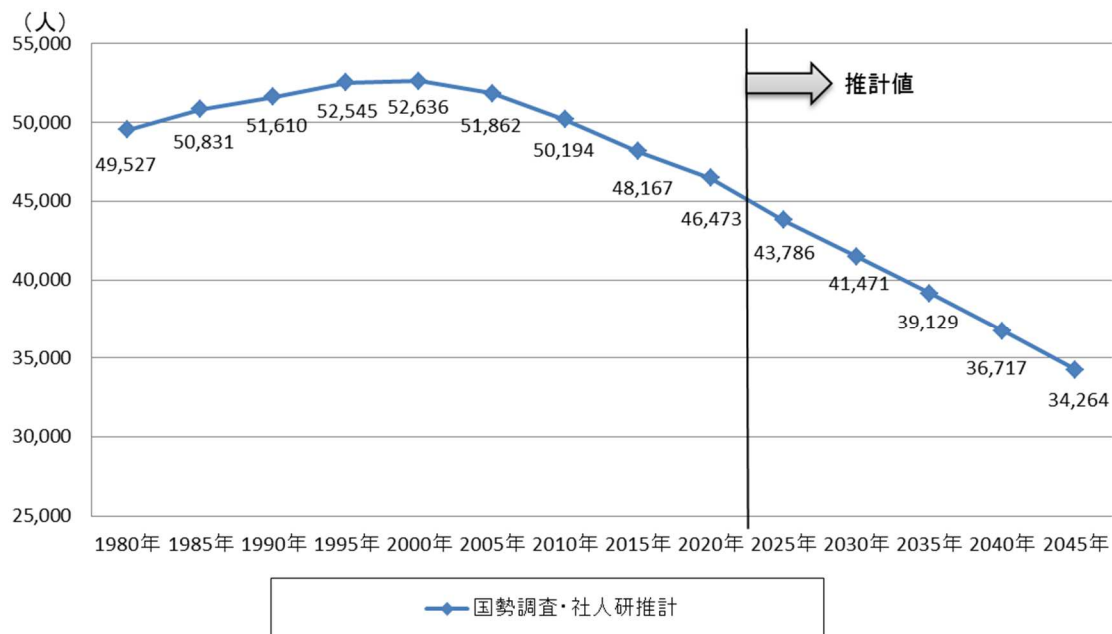
③豊富な観光資源

美しく幻想的な風景で多くの人を魅了する菊池溪谷や、「美肌の湯」として親しまれている菊池温泉のほか、桜、コスモス、ホタル等の四季を彩る景観などの豊富な自然資源と、菊池一族をはじめとした歴史や文化を物語る観光スポットなど、多くの観光資源を有しています。

3. 人口動態

(1) 総人口

<総人口の推移と将来見通し>



出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

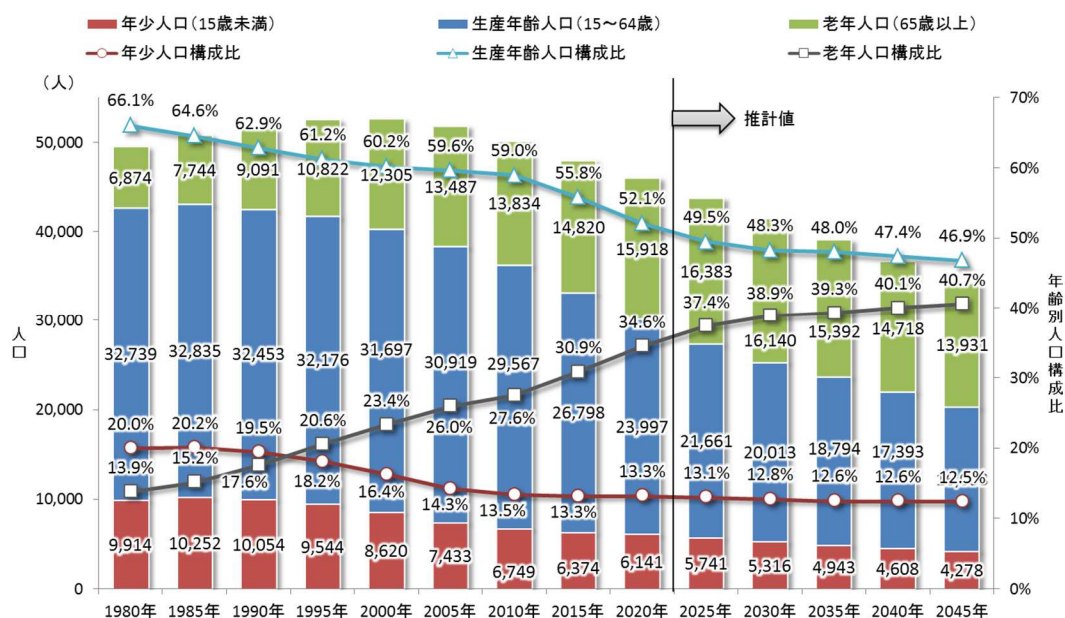
本市の人口は、1955（昭和 30）年頃に約 61,000 人とピークを迎え、その後、1975（昭和 50）年頃までは減少が続き約 48,000 人となりました。そこから 2000（平成 12）年にかけて約 53,000 人まで再び増加した後、今日に至るまで減少が続いています。

これは、死亡数が出生数を上回る「自然減」が増加傾向にあることが大きな要因となっているほか、転出数が転入数を上回る「社会減」が常態化していることが要因として挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、今後も減少傾向は続き、2045 年（令和 27 年）には、約 34 千人まで減少すると見込まれています。

(2) 年齢別人口

<年齢3区分別人口の推移>



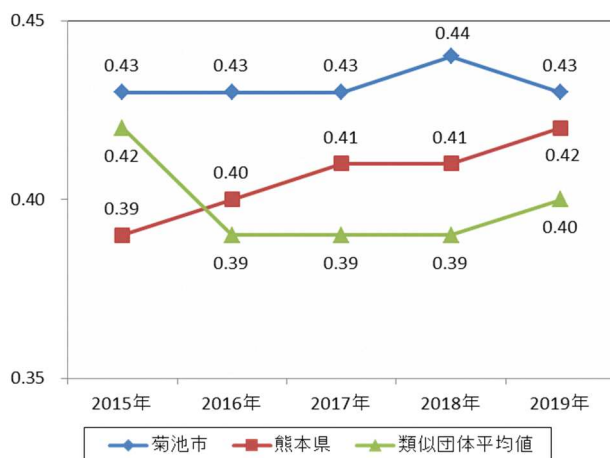
出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

年齢3区分別の人口推移をみると、近年、「年少人口」（0～14歳）と「生産年齢人口」（15～64歳）は減少しており、「老年人口」（65歳以上）が増加しています。これは、未婚化・晩婚化・晩産化等による少子化の進行、団塊世代の「生産年齢人口」から「老年人口」への移行、平均寿命の上昇によるものです。

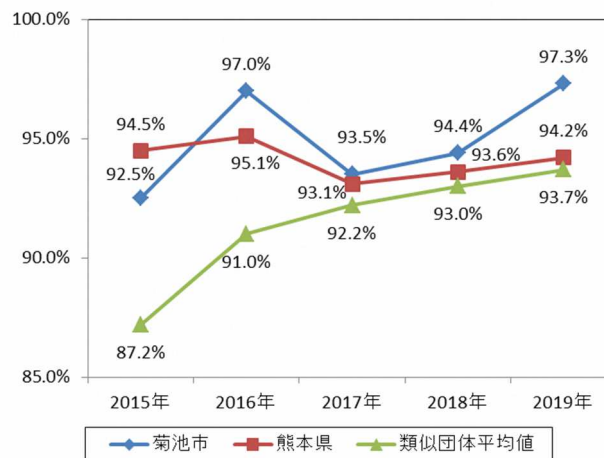
社人研の推計においても年少人口と生産年齢人口は減少し続けることが見込まれており、生産年齢人口の減少が地域経済における生産性などに大きな影響を与えることが懸念されます。

4. 財政状況

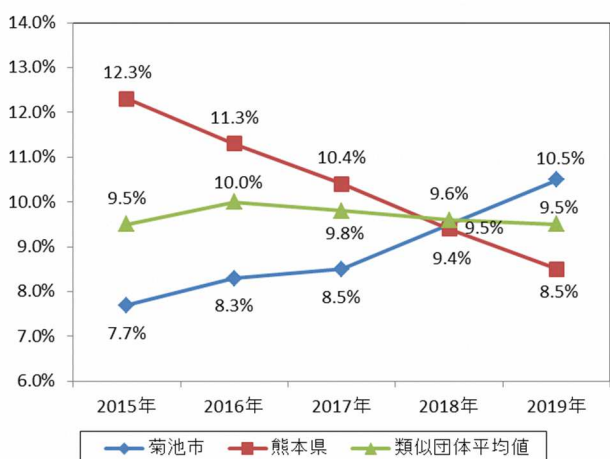
< 財政力指数 >



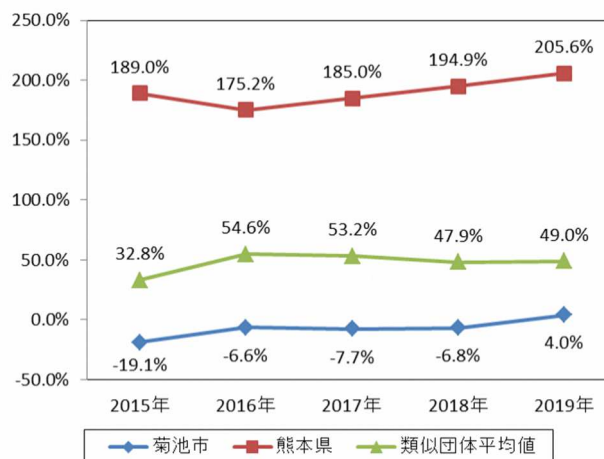
< 経常収支比率 >



< 実質公債費比率 >



< 将来負担比率 >



出典: 熊本県財務諸表、菊池市財務状況資料集

財政力指数^{※1}は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っているものの、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率等を要因として税収の増加が見込めない状況が続いており、ここ数年は横ばいで推移しています。

財政の柔軟性を表す経常収支比率^{※2}は、熊本県平均や類似団体の平均を上回っており、硬直化した財政状況が続いています。

実質公債費比率^{※3}は年々増加しており、熊本県平均や類似団体の平均を上回っています。今後、公共施設整備や熊本地震の災害復旧事業の元利償還が本格化することから、発行額を償還額以下に抑制するなど地方債残高の圧縮に努める必要があります。

※1 地方公共団体の財政力を示す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。

※2 地方税、地方交付税などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数。

※3 地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

ます。一方、将来負担比率^{※1}は増加したものの、熊本県平均や類似団体の平均を大きく下回っています。引き続き、事業見直しによる通常経費の抑制等を行うなど、健全な財政運営が求められます。

^{※1} 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

5. 市民の意向

(1) 市民意識調査の結果

第3次菊池市総合計画の策定における基礎資料とするため、令和2年8月に市民アンケートを実施しました。調査結果から総合計画を策定する上で留意すべき点を示します。

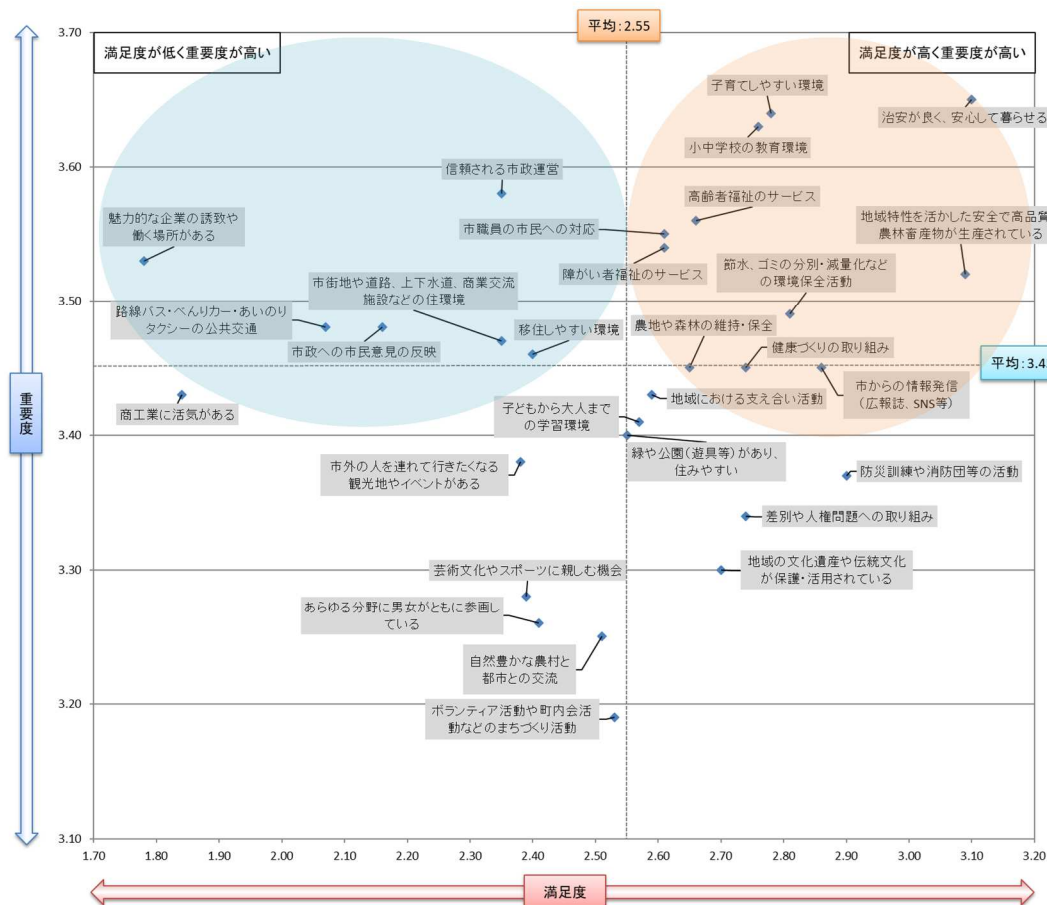
調査名 : 第3次菊池市総合計画策定のための市民アンケート調査

調査対象 : 住民基本台帳から無作為に抽出した市民 5,000 人

回収数 : 2,327 件 (46.5%)

①市民生活やまちづくりに関する項目についての満足度と重要度

<満足度と重要度の相関図>



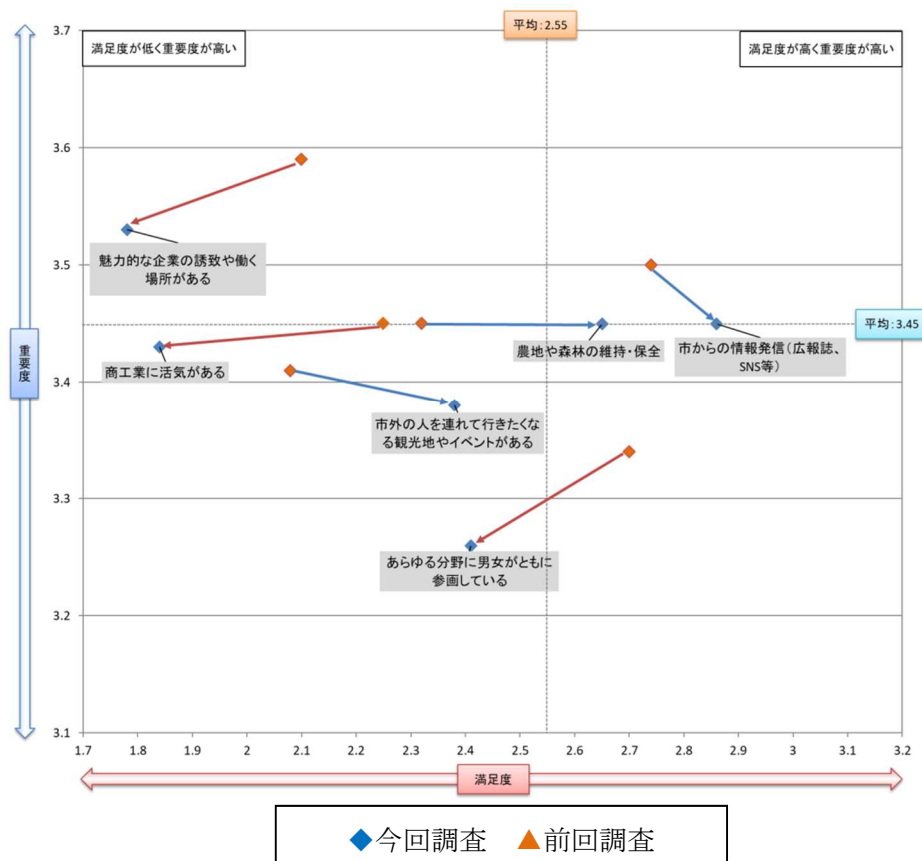
上の図は、市民意識調査結果から、市民生活やまちづくりに関する項目について満足度と重要度を相関図にしたものです。

満足度が高く重要度が高い項目には、「治安が良く、安心して暮らせる」「地域特性を活かした安全で高品質な農林畜産物が生産されている」「子育てしやすい環境」「小中学校の教育環境」などが位置付けられます。今後も満足度を維持するため、これまでの取組の継続に加え、新たな取組を展開していく必要があります。

満足度が低く、重要度が高い項目に、「魅力的な企業の誘致や働く場所がある」「路線バス・べんりカー・あいのりタクシーの公共交通」「商工業に活気がある」「市政への市民意見の反映」などが位置付けられています。施策が満足度の向上に直結する、今後力を入れていくべき事項といえます。

②前回調査との比較

＜満足度と重要度の相関図（前回調査との比較）＞



上の図は、市民生活やまちづくりに関する項目の満足度と重要度で、前回調査（平成 28 年度）と比較して満足度が上がった項目、下がった項目のうち、各上位 3 項目を相関図上に示したものです。

満足度が上昇した上位 3 項目は、「農地や森林の維持・保全」「市外の人を連れて行きたくなる観光地やイベントがある」「市からの情報発信（広報誌、SNS 等）」となっており、今後も継続した取組により満足度の向上が見込まれます。

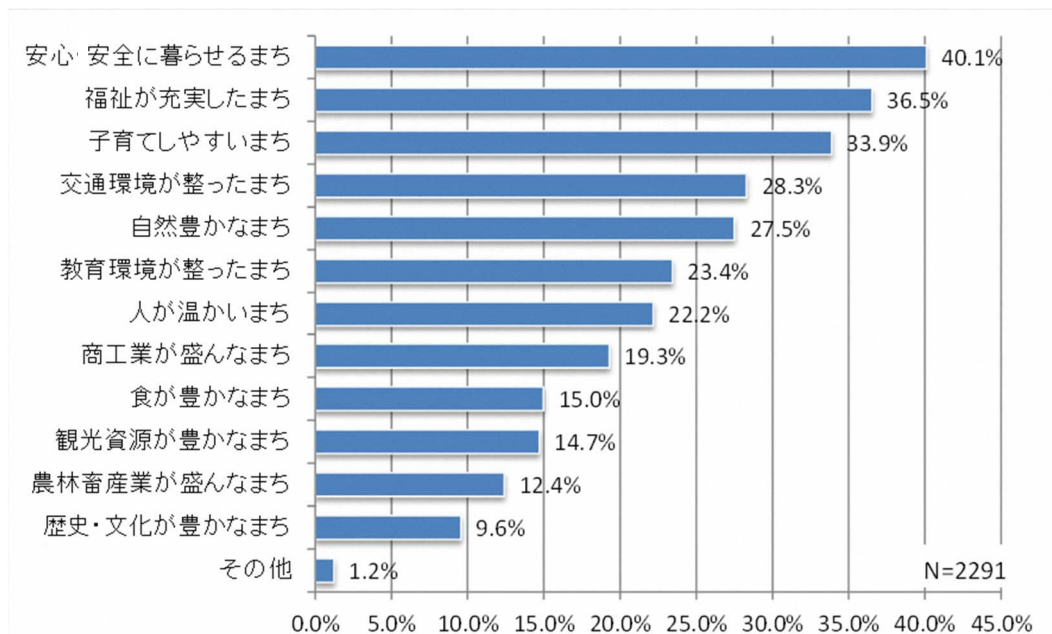
一方、満足度が下降した上位 3 項目は、「商工業に活気がある」「魅力的な企業の誘致や働く場所がある」「あらゆる分野に男女がともに参画している」となっています。満足度向上に向けて、地方創生やデジタル化による商工業の活性化、ワーク・ライフ・バランスを重視した多様な働く場の確保などの改善策を講じる必要があります。

③市民が求めるまちのありたい姿について

市民が求めるまちのありたい姿は、「安心安全に暮らせるまち」が40.1%、次いで「福祉が充実したまち」の36.5%、「子育てしやすいまち」が33.9%となっています。

安心安全の確保は、市民にとって最も基本的なニーズであり、防災・減災や感染症対策、犯罪被害の防止など様々な観点での対策が求められます。また、子育て支援や、福祉の充実により、市民が生涯にわたって豊かな生活を送ることができる基盤の整備が必要です。

＜市民が求めるまちのありたい姿＞



(2) 高校生アンケートの結果

本市の未来を担う高校生の意見を総合計画に反映するため、令和2年11月に市民アンケートを実施しました。調査結果から総合計画を策定する上で留意すべき点を示します。

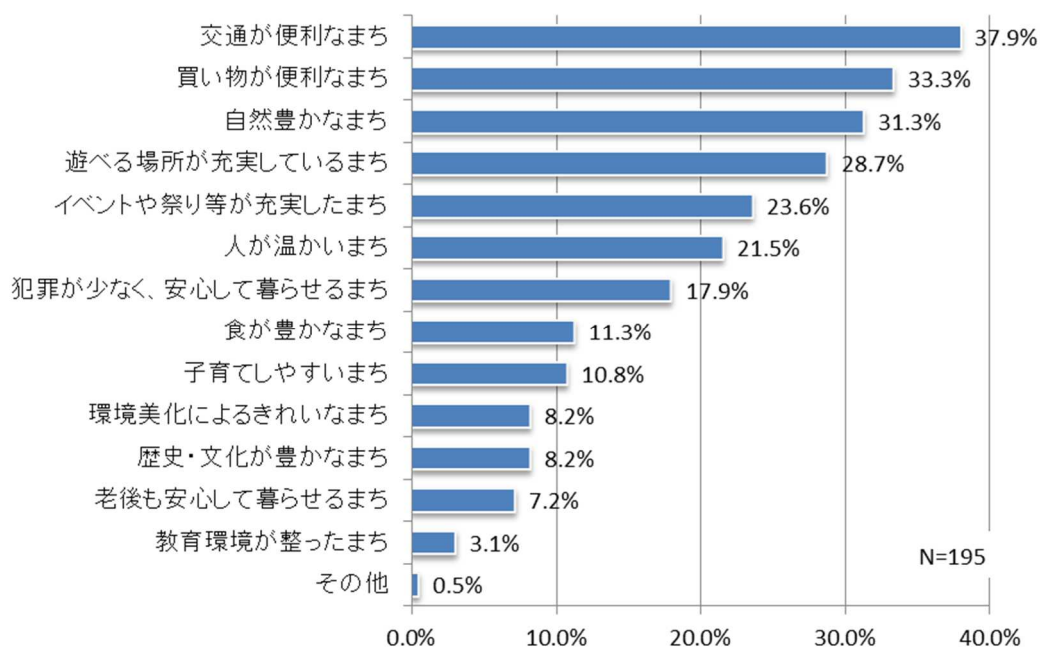
調査対象：菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の高校3年生

回収数：195件

①高校生の求めるまちのありたい姿について

高校生の求めるまちのありたい姿は、「交通が便利なまち」が37.9%と最も高く、次いで「買い物が便利なまち」が33.3%、「自然豊かなまち」が31.3%となっています。デジタル化や、周辺自治体・地域事業者との協働によるまち全体の生活利便性向上が求められています。

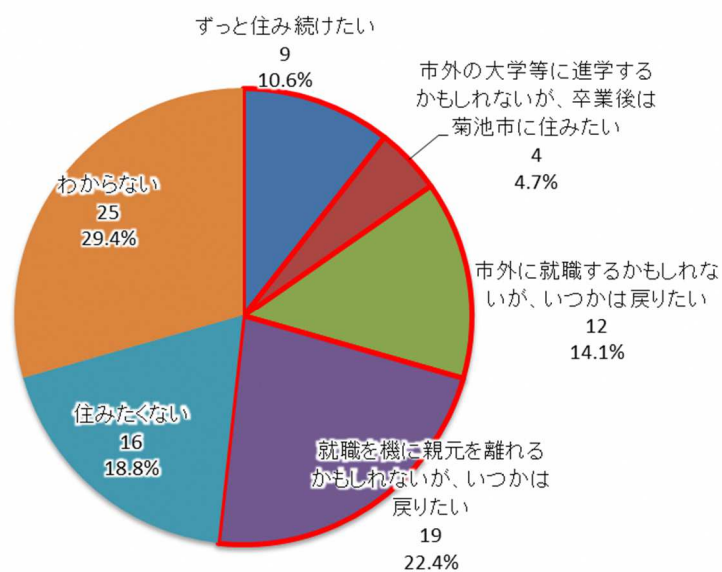
＜高校生が求めるまちのありたい姿＞



②本市での居住意向について

居住意向についてみると、51.8%と過半数が“ずっと住みたい”または、“進学や就職により一時は本市を離れるが、将来は戻りたい”と考えていることがわかります。高校生から将来的に本市に戻りたいと思われるようになるための環境整備をしていく必要があります。

<本市での居住意向>



総合計画に市民の意見や思いを反映するために、令和2年10月から11月にかけて、SDGsのカードゲームを通じて、市民の視点に基づいた持続可能な本市の「ありたい姿」や「ありたい姿に対する課題」、「課題に対して市民自らができること」を話し合う、「市民ワークショップ」を開催しました。

開催回数 : 6 回
延べ参加人数 : 192 人

市民にとって 10 年後も住み続けたいまちであり続けるために、安心安全な暮らしの基盤を整備するだけでなく、地域コミュニティを強化した上で、地域経済の活力を創出することが求められています。

①子どもからお年寄りまで
みんなで助け合うまち

②豊かな自然の中で
生活できるまち

③安心安全に
暮らせるまち

④交通機関が充実した
便利なまち

⑤人を大切に
する思いやりのまち

⑥健康で楽しく
暮らせるまち

⑦環境・社会・経済の
バランスのとれたまち

第2章. 基本構想

第2章 基本構想

第1節 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、合併時の新市建設計画において「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を掲げ、本市の豊かな自然環境や歴史を活かし、人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくりを目指してきました。第3次総合計画においても、この理念を尊重し、今後のまちづくりにおいて継承することとします。

第2節 市の将来像

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた 『癒しの里』きくち

まちづくりのための3つの柱

人

市民協働と人財育成

主人公は私たち市民です。地域の魅力を高めるため、まちづくりについて市民とともに考え、市民主導による新しい地域社会をつくります。

自然

自然環境の保全と再生

受け継がれてきた美しい自然を次の世代に引き継いでいくため、市民主体の取組をさらに広げ、みんなでこの自然を守り、育てます。

経済

地域資源を活かした経済活性化

様々な社会の変化に的確に対応するとともに、地域資源を最大限に活用し、将来にわたって豊かに暮らすことができる持続可能なまちづくりに努めます。

本市のまちづくりにとって「人」と「自然」は大切な”宝”です。将来にわたって夢や希望を持つことができ、誰もが住みたくなるようなまち。さらに、多くの人々が集い、働き、遊び、多様な交流が生まれ、地域経済が活性化し、豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

また、『癒しの里』きくちには、安心安全な暮らしや福祉の充実、子育てしやすい環境など、市民が求める将来像と同じく住む人にとって、この地に生まれて、住んで良かったと思える、安心安全なまちを望む意味が込められています。

第3節 土地利用の方向性

市域全体の均衡ある発展と総合的かつ計画的な土地利用を推進するにあたっては、自然環境の保全と都市環境の調和を図るとともに、地域の社会的、経済的、歴史的、文化的な諸条件に配慮する必要があります。さらに、国県道等の主要幹線を最大限に生かした企業集積や住宅需要、優良農地の確保など、長期的な展望のもとに土地利用を図っていくこと求められます。

<土地利用の考え方>

現況の土地利用状況、地域特性を踏まえて、以下のように土地利用をゾーニング（区分）することで、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保を図ります。

なお、土地利用に関する具体的施策等については、総合計画における位置づけを踏まえ、関連計画等において策定します。

■自然環境保全ゾーン

菊池溪谷に代表される阿蘇くじゅう国立公園など豊かな自然環境を有する地域については、美しい景観とともに水源かん養、生態系の維持などの機能を有することから、自然環境の保全に努めます。

また、市民や来訪者が身近に自然と触れあえる場として、自然環境の保全に十分配慮しつつ積極的な活用を図ります。

■農業振興ゾーン

本市の基幹産業である農業を支えるため、優良農地の保全や営農環境を維持し、農地と住宅地が調和した基盤整備を進めます。

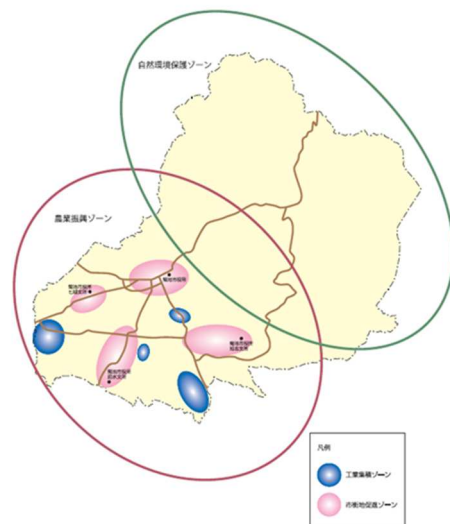
■市街地促進ゾーン

個性ある商業機能や新たな都市機能集積を促進するとともに、居住環境の改善やコミュニティの強化を推進します。また、多様な人々がそれぞれの地域特性を生かし、安心して暮らせる、交流と賑わいを生むコンパクトで良好な市街地の形成を図ります。

■工業集積ゾーン

用途地域として指定されたまとまりのある工業地のほか、国道沿いに整備された工業団地など、周辺的环境と調和した生産性の高い工業地の集積を促進します。

<土地利用イメージ図>



第3章. 基本計画

第3章 基本計画（総論）

第1節 総合計画の政策分野と施策の体系

第3次菊池市総合計画前期基本計画では、市民アンケートやワークショップの結果を踏まえて導き出した、前期4年間の計画を通して市民が望む、まちの「ありたい姿」に向かって各施策を推進していきます。

5つの政策分野、横断的に取り組む4つの項目と29の施策について、方向性や主な取組を示すとともに、推進にあたっての考え方を示します。

＜前期基本計画の体系図＞

将来像	政策分野	ありたい姿	横断的に 取り組む項目	施策
人と自然が調和し 希望と活力に満ちた 『癒しの里』 きくち	1 産業と経済 豊富な資源を生かした 産業づくり	1 人が集まる魅力のあるまち	項目① 人口減少対策（移住定住）の推進	1 関係人口の拡大
		2 地域資源を生かした観光のまち		2 観光の振興
		3 未来につなげる農業のまち		3 農業の振興
		4 活力ある商工業のまち		4 畜産業の振興
	2 子育てと健康福祉 みんなで支えあう安心 づくり	5 安心して子育てできるまち		5 林業の振興
		6 健康で豊かに暮らし続けられるまち		6 商工業の振興
				7 子育て支援の充実
				8 健康づくりと医療体制の充実
	3 自然環境と暮らし の基盤 自然の恵みを守り安全 で魅力あるまちづくり	9 高齢者福祉の充実		
		10 障がい者(児)福祉の充実		
		11 生活困窮世帯の自立支援		
		12 地域福祉の充実		
	4 教育と文化 学びあいと地域が育む 人づくり	13 脱炭素・循環型社会の実現		
		14 自然環境の保全		
		15 魅力あるまちなか整備		
		16 防災・消防体制の充実		
	5 市政運営 市民にわかりやすい 健全な行政運営	17 暮らしの安全対策の推進		
		18 良好な都市機能の形成		
		19 道路・交通体系の整備		
		20 上下水道の整備		
		21 学校教育の充実		
		22 生涯学習の推進		
		23 スポーツの推進		
		24 歴史文化の保存と継承		
		25 人権教育・啓発の推進		
		26 男女共同参画の実現		
		27 開かれた市政の推進		
		28 効率的な行政運営		
		29 財政基盤の強化		

第2節 横断的に取り組む項目の考え方

社会環境の変化に伴い、市民ニーズも複雑・多様化し、地域課題を解決するための行政の取組も多岐にわたっています。これまでの行政運営、縦割り組織で市民が望む行政サービスを実現することは難しいことから、第3次総合計画においては分野横断的に取り組む4つの項目を次のとおり定義します。

(1) 人口減少対策（移住定住）の推進

人口減少は今後も続くことから、移住定住促進の取組は重要となっています。定住促進のためには、本市に暮らす住民の生活満足度を高めることが不可欠であり、これまでに以上に市民と行政が協働・連携して、地域の特性を生かした子育てや教育、生活環境の整備など、特色ある取組の実施により地域の魅力を高め、地域活性化と市民の定住を促進することが求められます。

また、「第2期菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略『癒しの里きくち』」に基づく人口減少抑制に向け、引き続き生産年齢人口や年少人口の維持・確保に向けた取組を充実・強化していく必要があります。

本市の魅力的な人、モノ、暮らしを市内外に広くPRし、若者や子育て世代を中心としたUJIターン※1者の受け入れや転出者の抑制を行うことで人口規模の維持を図り、将来にわたって住み続けられるまちづくりを目指します。

(2) SDGsの推進

SDGsが目指す国際社会の姿は、本市の総合計画に掲げる将来像と重なります。本市がこれから発展していく上でも、積極的にSDGsを推進する必要があります。

第3次総合計画においては、SDGsのゴールを各施策に設定し、SDGsの理念や手法を取り入れた施策の展開を図ります。

また、SDGsの社会的な広がりを持続可能なまちづくりの好機と捉え、SDGsの普及啓発に向けて、市民や関係団体、事業者等が実施するSDGsの取組との連携を強化していきます。



出典:UGLC 2015

※1 Uターン現象: 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象: 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象: 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

（３）デジタル化の推進

本市においても、ICT 機器やインターネットを活用し、市民生活の利便性向上、行政や民間事業者等の業務効率化を目指してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに社会全体に対するデジタル化の波が押し寄せています。

このような中、市をあげてデジタル化を推進するため、令和３年 10 月 1 日に「菊池市デジタル化推進宣言」を行いました。

市民が教育や医療・福祉、防災、交通、まちづくり等、日常生活に関わるあらゆる分野でデジタル技術を日常的に活用し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指します。

（４）市民協働の推進

“まち”をつくっていくのは、そこに住み、集う「ひと」です。

熊本地震等の大規模災害を体験した私たちは自助、共助、公助の大切さを学びました。今日、地域社会の変化等による地域課題は複雑・多様化し、課題解決にあたり行政と多様な主体が連携することの必要性が高まっています。

また近年、本市で就労に訪れる外国人の増加に伴い、外国人を一時的な滞在者としてではなく、共に暮らす地域住民として認識することが求められています。

このような中、性別や年齢、国籍などに関わらない、全ての市民の積極的な参画を得ながら協働して暮らしやすいまちづくりを推進します。

第3節 菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

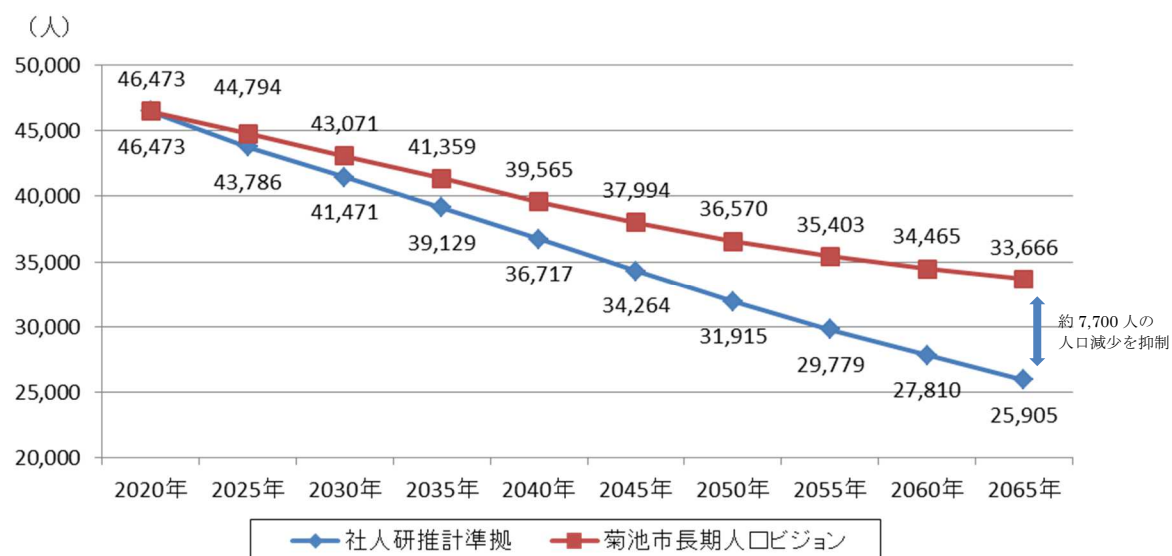
総合計画は、市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性を示すものに対し、総合戦略は、国の総合戦略で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づき、人口減少対策、地域産業の振興に関する施策を重点的に取り組む計画となります。

総合計画に掲げる将来像を実現するために、計画期間内において一体的かつ重点的に取り組む計画として総合戦略を位置づけ、分野横断的に取り組むことで持続可能なまちづくりを推進し、菊池市長期人口ビジョンに示した将来人口展望（2065年の目標人口 33,000人を確保）の達成を目指します。

重点的に取り組む施策を抽出

第2期菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
基本目標	施策
基本目標 1 菊池の宝を発信し、人が繋ぐ“交流のまち”へ ～菊池ファンを増やす取り組みなどにより、関係人口を増やします～	ア 菊池の魅力発信と「菊池ファン」の創出・拡大
	イ 観光誘客の更なる強化
	ウ 戦略的な移住施策等の強化
基本目標 2 稼ぐ力の創出で“働きたいまち”へ ～地産地消・地産外商により経済の域内・域外循環の拡大を図ります～	ア 未来につながる農業力の強化
	イ 活力を創出する商工業の振興
基本目標 3 人を大切にし“一人ひとりが輝くまち”へ ～夢や希望に向けて取り組むことができる社会実現を図ります～	ア 結婚・出産・子育て等トータルサポート体制の充実
	イ 学びを通して人が育つまちづくり
基本目標 4 安心・安全な“住みやすいまち”へ ～市民一人ひとりが、健康で共に助け合う安心・安全の社会実現を目指します～	ア 新しい時代にあった安心・安全なまちづくり
	イ 人生100年時代に向けた健康長寿のまちづくり

＜菊池市の将来人口展望＞



出典：国立社会保障・人口問題研究所、菊池市長期人口ビジョン

人口減少を食い止めることはできませんが、抑制して減少の流れを緩やかにすることはできます。若い世代が安心して働ける環境、安心して子育てができる環境、安心して暮らせる環境の整備等を行うことで、地方への移住定住につなげることが重要です。

第4節 分野別施策

(1) 産業と経済

豊富な資源を生かした産業づくり

<政策分野の考え方>

まちの活力の維持・向上を図るためには、産業と経済の発展が必要不可欠です。勤労世代を受け入れるための仕事の間や、魅力と活気にあふれた場をつくり、まちの賑わいを生む観点からも産業の発展は重要な要素です。

観光については、温泉や溪谷など魅力にあふれた観光資源を活用しながら、豊かな地域資源を更に多くの人々に知ってもらうためのプロモーション活動に取り組み、体験型観光などの推進による滞在期間の長期化と、それによる消費額の向上を図ります。

さらに、自然と健康を柱に菊池の魅力を高めることで、多くの人が観光や仕事で訪れ交流する、活力あるまちづくりを進めます。

本市の基幹産業である農業については、ブランド競争力の向上や経営効率化、後継者対策、スマート農業の推進等により、永続的発展を目指します。

また、商工業に関しては、官民連携を深め、商品開発力や発信力を高めるとともに、キャッシュレス化などのICT活用によるデジタル化を支援し経営力強化を図ります。さらに創業を目指す起業家向けのセミナーを開催するなど、新規で起業を目指す人を支援します。

施策1 関係人口の拡大

➤施策の目的

菊池一族などの歴史文化資源や観光資源等を活用し、全国の菊池姓をはじめ、菊池ファンの潜在層にアプローチを行い、市と継続的につながりを持つ仕組みを構築します。

また、これまで分野別に行ってきた情報発信やPRに加え、市民・団体・事業者等とパートナーシップを構築し、魅力発信のチャンネルを拡大します。

姉妹・友好都市については、互いの歴史文化への理解を深めるとともに、地域経済の貢献につながる相互交流を推進することで関係人口の拡大を図ります。

➤現状と課題

- ・官民連携で菊池ファンクラブを創設し、菊池一族の歴史においてゆかりのある福岡県の5市町と「南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会」を立ち上げ、菊池ファンの獲得に取り組んでいます。菊池一族に関する認知度が低いため、発信力の強化が必要です。
- ・菊池ファンの潜在層や本市とつながった方々にホームページやSNS等を通じて広く情報発信に努めています。更に本市の認知度を向上するため、戦略的に本市の魅力を発信する必要があります。
- ・社会情勢の変化により柔軟な働き方（テレワーク等）が広まっています。本市の地域資源を活用し、テレワーカーのニーズにマッチした働く場の創出が必要です。
- ・ふるさと納税制度は全国的に広く浸透し、寄附額も増加傾向にありますが、令和2年度の本市の寄附額は、県下14市で最下位な状況です。本市の特色を生かした魅力ある地域産品や宿泊等の体験型返礼品など、内容を充実するとともに、地域の魅力をしっかりと発信していく必要があります。
- ・国内外の姉妹・友好都市との交流は、相互に交流団の派遣・受入れを行うなど、友好を深めてきました。近年は、社会情勢やコロナ禍に影響され、交流が難しい事態もあるため、今後の交流のあり方の検討が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	菊池ファンの創出拡大	菊池一族の歴史文化をはじめとする地域資源を活用した効果的・戦略的なプロモーション活動を通して、全国の菊池ファンネットワークの拡大を図ります。
		テレワーク等により訪れた方へ、体験型健康プログラム ^{※1} やアウトドア等の素材を提供し、リピーターを創出します。
		<u>観光資源や農産物をつなぎ、発信・販売する地域商社的な地域活性化の仕組みを構築します。</u>
2	ふるさと納税制度の活用	本市の豊かな農産物や宿泊などの体験による返礼品を充実することで寄附者の満足度を高め、菊池ファンの増加を図ります。
3	姉妹・友好都市との交流促進	国内外の姉妹・友好都市との交流団の派遣や受入れを継続しながら、オンライン交流の仕組みを構築し、市民の交流機会を創出します。

※1 診療所や旅館と連携し、ヨガや健康教室、人間ドック等の健康に関連した体験プログラムのこと。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	菊池ファンクラブ会員数（累計）	人	922	10,000
2	「がんばるふるさと菊池応援寄附金」 の寄附件数	件/年	5,837	52,300

施策2 観光の振興

➤施策の目的

自然の中で癒しを求める自然回帰・健康志向という世界的な潮流を踏まえ、観光客を中心としたまちなかの賑わい創出、経済活動の活性化に向けて、「菊池溪谷や温泉等の恵まれた自然」・「菊池川流域日本遺産をはじめ歴史、文化、史跡を中心とした文化財」・「魅力ある特産品」等の地域資源を組み合わせ、本市ならではの観光コンテンツへと磨き上げます。

また、磨き上げた観光コンテンツを有効活用しながら、「新たな旅のスタイル」に沿った観光需要に対応する安心安全で快適な受入体制を整備することにより、観光地としてのブランド力を高め、固定客の獲得を図ります。

➤現状と課題

- ・豊かな自然、健康、歴史、文化を柱に、観光の活性化につながる取組を推進してきましたが、コロナ禍をはじめ社会情勢の変化等の影響を受け、脆弱性が露呈しました。こうしたことから、本市の観光資源を生かした「癒し」をメインのコンセプトとして、確たる固定客の獲得を目指し、官民一体となって観光振興に取り組む必要があります。
- ・国際情勢の変化やコロナ禍により、訪日外国人旅行者が激減しています。将来に向けて、インバウンドの需要回復を見据えた魅力ある取組を進めるとともに、国内旅行客のニーズに沿った誘客を図る必要があります。
- ・コロナ禍によりアウトドアの需要が高まり、竜門ダムや鞍岳などの豊かな自然環境が注目されています。いつでも気軽に訪れることができる地の利を生かした満足度の高いアウトドア拠点として機能強化に取り組む必要があります。
- ・官民一体となった「日本一の桜の里づくり」は市民に浸透し、行政のみならず NPO 等の民間団体や地域において河川や道路敷地、公園等への植樹が行われていますが、まだまだ息の長い取組が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	官民連携した「おもてなし」体制の整備	宿泊・飲食施設における観光客ニーズに即したサービスの質の向上、市民一人ひとりが本市の観光資源について学ぶ機会の創出、観光客の受入れを担う人材育成及び発掘等を通して、官民連携し、まちを挙げて来訪者に対する「おもてなし」体制を構築します。

2	観光資源の魅力化	関係事業者と連携し、癒しの実現やアウトドアの魅力を伝えるプロモーション活動等に取り組むとともに、本市が誇る豊かな自然を生かしたアウトドア型観光を推進します。
		本市の食材を生かした飲食店に関する情報を、ホームページやSNS等を活用し、積極的に発信することで、「グルメ菊池 ^{※1} 」の推進を図ります。
		菊池溪谷等の自然と健康、食、温泉を組み合わせた本市ならではのプログラム策定等に取り組むことで、より一層ヘルスツーリズムを推進し、健康保養地(現代版の湯治場)としての魅力向上を図ります。
		菊池川流域日本遺産や菊池一族ゆかりの史跡、文化財等の歴史・文化資源を生かしたツアー造成に向けたコンテンツを磨き上げます。
		菊池ファンや都市圏の消費者を中心に観光ニーズ調査を行い、ターゲット層に合わせた観光資源の魅力化を図り、効果的なプロモーション活動に取り組みます。
3	観光基盤の強化	観光パンフレットや観光案内板などの多言語化を促進するとともに、インバウンドの需要回復を見据えたコンテンツの磨き上げと情報発信に取り組めます。
		「日本一の桜の里づくり」を目指し、NPO等の民間団体や地域が行う植樹活動等を支援します。

※1 要綱に基づき、本市の食材を活用した飲食店のこと。

		市民や民間団体と連携し、まちなかに緑や花のある癒しの空間づくりを推進します。
--	--	--

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	観光入込客数	人/年	2,564,254	3,820,000
2	宿泊者数	人/年	79,904	180,000

施策3 農業の振興

➤施策の目的

農業者が誇りとやりがいを持つことで、次代の農業を担う後継者の育成につなげます。また、生産者や関係機関・団体等と連携しながら施策の一体的な展開を図り、魅力ある農業を構築します。

さらに、農地の区画整理や用水路等の基盤整備をはじめ、スマート農業の推進による生産体制の効率化、有機農業や6次産業化の推進、地域ブランドによる販路拡大等を通じて農業所得の向上を目指します。

➤現状と課題

- ・豊かな水資源と肥沃な大地を生かし、多様な農産物が産出されていますが、高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、産地間競争の激化、コロナ禍による収入の減少など様々な課題を抱えています。高品質な農産物の生産や農家所得の安定・向上につながるよう支援を強化する必要があります。
- ・作業効率の良い優良農地を確保するため、農地未整備地区の区画整理や農業用排水路等、農業生産基盤整備の推進が求められています。
- ・本市の農林畜産物のブランド確立のためには、消費者が求める安心安全を基準とした生産を推進し、併せて味、品質などの差別化を明確にし、付加価値に応じた価格設定が必要になります。
- ・食に対する安心・安全へのニーズが高まっている中、地域食材の利用を高め、地産地消の推進体制を強化する必要があります。
- ・市内4つの物産館は、本市農林畜産物の魅力発信及び販売の拠点となっていますが、来客数、売上ともに減少しています。地域の特性を生かした特産品のPRや新商品の開発について連携を強化する必要があります。
- ・6次産業化については、希望する生産者が加工から販売までのノウハウを持ち合わせていない現状があります。農業者への情報提供等をはじめ、課題に沿った支援が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	<u>担い手の育成と確保</u>	奨励金や祝金制度により、新規就農者を確保し、優れた農業者を育成します。
2	<u>生産体制の強化</u>	集落営農などの法人化及び農業生産基盤整備を推進し、生産方法の効率化や所得の向上を図ります。
		ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入、施設整備や農業機械の導入を支援し、作業の省力化・高度化による生産体制を強化します。
		認定農業者や各物産館の出荷者への営農指導を強化し、栽培技術や品質の向上を図ります。
2	安心安全な農産物づくり	化学肥料や農薬を低減した農産物の安全安心な生産基準である「菊池基準 ^{※1} 」の普及を通して、有機農業への取組を推進します。
3	消費拡大・地産地消の推進	市外の産地直送店舗等との取引など販路拡大を図り、各種イベントの開催に併せた特産品 PR や都市圏での物産フェア等を通じて、農林畜産物の認知度を高めます。

※1 通常の栽培方法と比較し、化学肥料や化学合成農薬を削減して栽培する基準のこと

		物産館や直売所等における出荷体制の整備のほか、宿泊・飲食業や学校給食等と連携し、地域食材の消費喚起及び地産地消の推進を図ります。
4	農林畜産物のブランド化・新たな特産品の開発	菊池米食味コンクール及び九州のお米食味コンクール等を通じて、質の高い米づくりへの意識高揚や米どころ菊池を PR し、更なる菊池米のブランド化を図ります。
		<u>「菊池基準」を浸透させ、PR の強化や他商品との差別化を図り高価格販売につなげます。</u>
		各物産館や大学の研究機関等と連携を図り、ヤーコンや菊芋等の加工品開発による高付加価値化を推進します。
		<u>本市で生産される農産物を使用した商品開発や情報発信、販売促進を支援することで6次産業化を推進します。</u>

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	新規就農者数	人/年	19	20

2	地域営農組織の法人化（累計）	件	12	15
3	土地改良事業新規実施地区（累計）	件	0	4
4	「菊池基準」の登録人数（累計）	人/年	564	800
5	各物産館における「菊池基準」登録の 農林畜産物の販売額	万円/年	4,500	8,000

施策4 畜産業の振興

➤施策の目的

本市の畜産業は、西日本一の酪農業をはじめ、肉用牛の繁殖・肥育業、養豚業、養鶏業など日本有数の産出額を誇っており、生産性の向上による経営安定を目指し、畜産業振興のための取組を進めます。

家畜防疫対策や規模拡大による畜産環境対策が課題となる中、持続可能な畜産経営を目指し、県や関係団体と連携して経営基盤の強化を図ります。

➤現状と課題

- ・高齢化により畜産農家が減少する一方、若手の後継者も多く、離農により空いた畜舎や国の畜産クラスター事業などを活用して経営の大規模化や法人化が図られ、農家1戸あたりの飼養頭数は増加傾向にあります。
- ・飼料価格や肥育素牛価格の高騰、枝肉価格の変動など、畜産農家所得への影響が見られることから、経営安定のための対策が必要です。
- ・国内における豚熱の発生や高病原性鳥インフルエンザの蔓延など、これまで以上に家畜伝染病に対する警戒が必要になっています。家畜伝染病の発生と蔓延を防止するため、更なる防疫意識の啓発と、県やJA等と連携した防疫体制の強化を行う必要があります。
- ・経営の規模拡大や住宅地の近接により、畜産の臭気対策が課題になっています。持続可能な経営基盤の強化と併せて、臭気を抑制する取組を進める必要があります。
- ・経営規模拡大による畜産堆肥の増加に伴い、余剰堆肥の広域流通を推進する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	畜産物の高付加価値化	菊池市産の飼料米や飼料用イネによる自給飼料の給餌を推進し、畜産物の高付加価値化を目指します。

2	畜産経営基盤の強化	優良雌牛の導入に対して補助を行い、優良な仔牛生産と乳量確保による畜産農家の経営基盤の強化を図ります。
		畜舎や堆肥舎等の建設を支援し、規模拡大による経営基盤強化を推進します。また、ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入や法人化の支援など、持続的な経営基盤の強化を図ります。
		JA やコントラクター組合 ^{※1} 等と連携し、自給飼料の作付面積の拡大を推進するとともに、耕作放棄地等を有効利用した自給飼料の確保を図ります。
3	防疫体制の整備	防疫演習を実施し、県や JA 等と連携した初動防疫体制や動員配置の整備を図ります。
4	畜産環境問題の対策	畜産堆肥は広域的な耕種農家への活用を推進し、余剰堆肥の解消に努めます。
		畜産堆肥の管理について、法を遵守した適正管理を啓発します。また、定期的な環境パトロールを実施し、指導を行います。

※1 地域で機械を共同利用し飼料生産を請負う組織

		臭気対策について、畜産バイオマス等を視野に入れた解決策の研究を進めます。
--	--	--------------------------------------

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	肉用繁殖牛の飼養頭数	頭	5,960	6,500
2	畜産農家の法人化数（累計）	件	92	100

施策5 林業の振興

➤施策の目的

水源涵養や二酸化炭素削減、山地災害防止等に寄与する森林を保全するため、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植える」という資源の循環利用と人工林の再造林等による木材資源の循環利用を促進します。また、特用林産物を含めた林業全般の振興や木材利用拡大の推進、林業の後継者育成等を図り、林業経営の安定化を目指します。

近年増加している有害鳥獣被害については、多様な機関と連携した対策を推進するため、横断的な連携体制を構築します。

➤現状と課題

- ・新築戸建住宅販売数や木材に代わる資材の利用等により木材価格は大きく変動します。そのため、林業経営の安定を図るためには、作業の効率化や木材利用の拡大が必要です。
- ・山村地域の過疎化や高齢化の進行等に伴う林業従事者の減少や所有者不明の森林増加などによる森林の管理放棄が増加しています。このような中、森林所有者や林業関係者の取組をはじめ、社会全体からの支援が必要です。
- ・椎茸等の特用林産物は、県内でも有数の産地となっていますが、個人又は小規模で生産されている状況です。そのため、生産体制強化の支援が必要です。
- ・イノシシやニホンジカ等の鳥獣による樹木や農産物などの被害は年々増加しています。これらの被害は木材などの安定的な供給に深刻な影響を与えるだけでなく、生産者の生産意欲の低下にも直結することから、対策の強化が求められます。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	森林整備の推進	間伐等の施業に必要な作業道や作業路の開設に補助を行うことで、作業の効率化と生産コストの低減を図ります。

		森林の荒廃防止のため、後継者育成や森林整備を促進し、木材利用の拡大を推進します。
2	特用林産物生産・活用の支援	特用林産物の品質向上や生産量確保のため、機械導入を支援し、作業の省力化を図ります。
		竹チップ等の加工品を農業分野などに有効活用できるよう推進します。
3	有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣捕獲による個体数の削減や侵入防止施設の整備を進めます。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	森林経営計画の策定面積	ha	7,483	7,618

施策6 商工業の振興

➤施策の目的

経済の活性化及び雇用の機会を創出するため、地域の商店街の魅力を高めるために意欲ある商店を支援することで、地域産業の安定化・活性化を図ります。また、働く場の確保のために既立地企業を支援し、地元雇用を促進します。

また、官民連携を深め、商品開発力や発信力を高めるとともに、新たなビジネス様式の活用促進を通じた経営力強化と創業数の増加を図ります。

➤現状と課題

- ・個人の消費活動は、大型商業施設に集中し、個人店舗等の売上が著しく減少しています。また、中小企業や小規模事業者は、事業主の高齢化や後継者不在、店舗等の老朽化など様々な課題を抱えています。消費者ニーズに合った店舗づくりや、新規創業者への支援など、地域内での新たな経済循環の創出が求められます。
- ・コロナ禍により消費動向が大きく変化しているため、デジタル技術等を活用した新たな販売方式や多様な営業方法を見直すなど、イノベーション^{※1}が必要です。
- ・コロナ禍において有効求人倍率が一時的に低下しましたが、本市に集積する自動車関連企業や半導体関連企業等は、業績が向上しています。労働力の確保が求められる一方、就職による市民の市外流出が続いているため、市内企業の魅力や多様な働く場を市民に知ってもらい、地元就職を促進する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	後継者の育成及び創業支援	事業承継や第二創業 ^{※2} 、ソーシャルビジネス ^{※2} など、地域の特性を生かした創業を後押しするため、後継者を含めた人材育成やビジネスプランの構築を官民一体となって進めます。
		創業を目指す者に対して、創業セミナーや個別相談会を開催し、創業までのノウハウの習得や個別課題の解決につなげます。また、中央図書館にお

※1 物事の新しい活用方法のこと。

※2 経営者が入れ替わり、先代から受け継いだ事業を一新し、これまでチャレンジしてこなかった新たな領域に挑むこと。

※2 貧困や環境問題などの社会課題の解決を目指して行うビジネスのこと。

		いて、資料・データベースや交流の場としての機能を活用することで、創業者の育成を進めます。 空き店舗や空きスペース、空き時間を活用したチャレンジショップを提供するほか、本市の食材を生かした飲食サービス等の創業を支援します。
2	繁盛店づくりの支援	中小企業診断士による個別店舗の臨店指導で問題点を掘り起こし、改善を促すことにより、繁盛店を育成します。
3	新たなビジネス様式の支援	リモートワークやネット通販、キャッシュレス決済、副業人材活用などの新たなビジネス様式について、経営力強化を目指す事業者に対し官民連携した活用を行います。
4	地元就職の促進	企業ガイドブックを活用した情報提供、立地企業の事務所等の紹介やインターンシップを実施し、地元企業の雇用につなげます。
5	既立地企業の支援	既立地企業に対してフォローアップを継続するとともに、企業の求人情報を積極的に発信することで雇用の確保を支援します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	創業支援者のうち創業件数	件	7	10

(2) 子育てと健康福祉

みんなで支えあう安心づくり

<政策分野の考え方>

全国的に少子高齢化が進行し、人と人とのつながりも希薄化している中、子育てに関する不安や介護に関する不安など、日常生活における不安の高まりがうかがえます。そのような中で、毎日の暮らしを自分らしく生き生きと、幸せを感じながら過ごすことができるよう、子育て・福祉・健康・医療などが連携したサービスが必要です。

子育て世代が安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで、子ども一人ひとりに応じた切れ目のない支援を行うとともに、市民・地域・企業などが連携し、子育てについてのきめ細かな取組を創出します。また、子どもたちがたくましく、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

市民が将来にわたって自分らしく、健康でいきいきと暮らすことができるよう、安心して過ごすための健康づくりや各種福祉サービスの充実などに取り組み、生涯を通じて誰もが住んでいて良かったと思えるまちづくりに取り組みます。

また、豊かに生きるためには地域のつながりを大切にし、思いやる支えあいの地域づくりを進めます。

施策7 子育て支援の充実

➤施策の目的

本市の豊かな自然や文化、地域の人たちや先生、家族に見守られながら、子ども達が健やかに育ち、まち全体が笑顔と活気であふれ、「ここで子育てがしたい」「ここで子育てをして良かった」と思えるような、子育て環境が充実したまちづくりを目指します。

また、一人ひとりの希望に合わせた妊娠・出産・育児を実現するため、経済的支援を含む様々な子育て支援サービス等の充実を図るとともに、児童虐待など深刻化している課題の解決に向けて、各関係機関等との連携強化に取り組みます。

➤現状と課題

- ・核家族化や共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望が増加傾向にあります。そのため、受入施設の拡充と放課後児童支援員不足を解消する必要があります。
- ・これまで保育所は待機児童ゼロを達成してきましたが、共働き家庭の増加により、待機児童の発生が懸念されます。保育士の確保に加え、保護者の多様化するニーズの対応が必要です。
- ・病児・病後児保育は利用ニーズが高く、特に感染症流行期には利用希望が多く受入れできないことがあります。新たな施設整備などの対応が必要です。
- ・子育てに関して、不安や孤立感を抱えている家庭は少なくありません。身近に相談できる人など世代間交流や地域全体で子育てをする社会を構築する必要があります。
- ・核家族化の進展等に相まって、地域のつながりの希薄化が進み、養育相談や児童虐待相談、DV相談などが増加傾向にあります。相談窓口の周知と関係機関との連携強化、支援体制の充実が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症を危惧してファミリーサポート協力会員が減少傾向にあります。制度への理解を促すとともに、会員数の増加を図る必要があります。
- ・支援が必要なハイリスク妊婦や発達、生活習慣等に課題のある幼児の増加がみられます。相談体制の強化や情報発信を行い、安心して出産や子育てできる環境づくりが必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	子育てと仕事の両立支援	<u>放課後児童クラブの利用ニーズを把握し、受入れ体制を充実します。</u>

		保育士等人材バンクの登録を積極的に推進し、保育所の受入れ体制を強化します。
		安心して預けられる環境づくりを推進するため、病児・病後児保育施設を整備します。
2	地域と連携した支援の推進	つどいの広場や子育て支援センター、赤ちゃんの駅について、広報やホームページ、アプリ等を活用した発信を行い、地域ぐるみで子育てを応援する意識を醸成します。
		保育所等が実施する、地域の高齢者や小中学生等との世代間交流を支援します。
		地域の子育て拠点施設や子育て世代包括支援センター等を活用して、子育て中の親同士の交流を促進します。
		多様化するニーズに対応するため、地域で子どもの成長を見守るファミリーサポートセンターの取組を実施するとともに、会員数の増加を図ります。
3	妊娠・出産・子育てに関する相談やサポート体制の充実	<u>要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、増加、深刻化する児童虐待の早期発見・早期対応につなげます。</u>

		子育て世代包括支援センター「きくぴあ」やこども健診センターにおいて、発達や発育、子育てに関する相談体制を強化します。
		母子手帳アプリを活用して子育てに関する情報発信を強化します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	保育所待機児童数	人/年	0	0
2	病児・病後児保育の受入率	%	92	95

施策8 健康づくりと医療体制の充実

➤施策の目的

人生 100 年時代に向け、生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るために、ライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病の予防等への関心を高め、適切な運動の習慣化や食生活の改善など、市民のより良い生活習慣の定着に取り組みます。

また、市民の健康維持と増進のため、保健・予防活動や各種健康診断の定期的な受診体制、感染症対策の充実を図ります。

➤現状と課題

- ・市民の健康づくりへの取組は、関心が高く積極的に取り組んでいる人と、関心が低い人の2極化がみられます。そのため、市民に対し、健康づくりについての正しい情報を積極的に発信するとともに、健康づくりを始めるきっかけや環境づくりを進める必要があります。
- ・本市の死亡原因の5割は、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病で、基礎疾患として高血圧や糖尿病、脂質異常症の割合が高い状況です。一人当たりの医療費（国保）も年々増加しているため、生活習慣病予防のための取組を強化する必要があります。
- ・令和元年度の特健診受診率は33.1%で、県平均と比較しても低く、がん検診の受診率も低い状況です。そのため、市民自ら健康づくりに関心を持って取り組めるよう、啓発について工夫し、保健指導を行う必要があります。
- ・子どもたちの生活実態として、遅い時間の就寝起床をはじめ、朝食抜きや甘いものの摂取が多く見られます。正しい生活習慣の基礎づくりができるよう、保健指導の強化が必要です。
- ・菊池郡市内の在宅当番医による休日や夜間の診療体制を確保しています。引き続き、休日や夜間でも安心して医療が受けられる体制の確保が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症により、市民の健康や命が脅かされています。今後も新たな感染症発生による対策が不可欠であるため、日ごろより健康危機管理体制を強化し、備える必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	健康づくりの推進	「菊池市健康(幸) プログラム」を作成し、市民の主体的な健康づくりを推進します。
		健康アプリ※1による情報発信や健康ポイントを活用した健康づくりの取組を推進します。
2	生活習慣病予防の推進	特定健診受診の必要性についての啓発と受診勧奨の強化を図ります。
		健診等の経年的な結果から、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう保健指導を行うとともに、重症化予防対象者については、医療機関への受診勧奨等を強化します。
3	がん検診の推進	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の啓発及び受診勧奨の強化を図ります。

※1 スマートフォン専用のアプリのこと。「歩く」など日々の健康づくり活動を行うことでポイントが付与され、ポイントが貯まると協力店等で特典を受けることができる。

4	母子保健の推進	妊娠期から生活習慣病予防の視点で、正しい生活習慣の基礎づくりができるよう保健指導を推進します。
		基本的な生活習慣に関する周知啓発を図り、子どもたちの健やかな発育発達につなげます。
5	休日や夜間における診療体制の確保	菊池郡市内の在宅当番医による診療や病院群輪番制病院による救急医療体制を確保します。
6	感染症への対応の強化	県や医師会と情報共有等を図るとともに、新たな感染症が発生した場合の危機管理体制を整えます。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
1	3歳児健診の受診率	%	100	100
2	大腸がん検診受診率 (40歳～69歳)	%	10.9	11.9
3	特定健診の受診率	%	算定中	算定中

施策9 高齢者福祉の充実

➤施策の目的

高齢化が進行する中で、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）の推進を図ります。

また、フレイル（虚弱）予防のため、地域での通いの場を通して介護予防を図るとともに、一人ひとりに寄り添った介護保険サービスの提供に取り組みます。

その他、認知症サポーターの養成や大きなオレンジリングまちいっぱい運動など、地域全体で高齢者に優しいまちづくりを推進します。

➤現状と課題

- ・高齢化の進行やコロナ禍による高齢者の活動自粛等により、要介護認定者の増加が見込まれる状況にあります。要介護や虚弱状態にならないよう、高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な取組を継続、強化する必要があります。
- ・買い物や掃除等の生活支援が必要な高齢者が増加しています。介護保険サービス等の公的なサービスの利用と併せ、元気な高齢者等が担い手となる生活支援サービスや地域の見守り等多様な支援が必要です。
- ・今後も認知症高齢者の増加が見込まれます。当該者やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症を正しく理解し、温かく見守り、応援する人を増やすなど、認知症の人に優しいまちづくりを推進する必要があります。また、判断能力が低下した高齢者のために、成年後見制度の周知と利用促進が必要です。
- ・コロナ禍で高齢者の活動自粛が続いています。高齢者の社会参加やサロン^{※1}のレクリエーションなど、高齢者の生きがいづくりが求められます。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	介護予防の推進	医療と介護のデータを活用した保健事業と介護予防事業の一体的な取組として、地域の通いの場において健康教育や健康相談を行います。

※1 高齢者の閉じこもり防止のための交流の場

		地域での通いの場の増設と持続可能な運営を推進します。
2	高齢者の生活支援	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、ニーズに合った適切なサービスを提供します。
		有償ボランティア活動との連携を強化し、生活支援サービスの利用を促進します。
3	高齢者にやさしいまちづくりの推進	認知症サポーターを養成するとともに、大きなオレンジリングまちいっぱい運動を推進します。
		高齢者を地域全体で見守る「高齢者地域見守りネットワーク」の登録団体を増やすとともに、登録団体同士の連携を強化します。
		成年後見制度の周知を図るとともに、早い段階からの相談や支援ができる中核機関として権利擁護センター（仮称）を設置します。

4	高齢者の生きがいづくり	高齢者が持つ経験や知識技術を生かし、生きがいを持って地域で役割を果たすことができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。
		高齢者の生きがい活動や健康づくりの促進、ボランティア等の地域活動の拠点である老人福祉センターの積極的な活用を図ります。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	住民運営の通いの場箇所数	箇所	82	100
2	要介護（支援）認定率	%	19.4	19.6

施策10 障がい者（児）福祉の充実

➤施策の目的

障がいのある人が、障がいを理由とした不利益な取扱いを受けることなく、地域で自立した生活を安心して送り、積極的に社会参加できる地域社会づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めるための啓発を、様々な場面を通して行います。その他、障がいのある人の個々の状況やライフステージに応じたきめ細かな支援を行うとともに、多様化するニーズに対応し、総合的・専門的な相談体制の充実に努めます。

➤現状と課題

- ・身体や知的、精神など、それぞれの障がいにおけるサービスのニーズは多様化しています。障がいの特性に応じた適切なサービスの提供につなげていくため、相談支援体制の強化が必要です。
- ・障がいの早期発見は、適切な教育や支援につながります。乳幼児期から保健・医療・福祉・教育関係と連携した切れ目のない支援が求められます。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	ニーズに対応した障がい福祉サービスの提供	相談支援事業所との連携を強化し、障がいのある人が様々な活動に参加できるよう、適切なサービスを提供します。
2	障がいのある児童支援の提供体制の確保	地域療育センターを中心とした相談体制を充実し、保健・医療・福祉・教育関係との連携を強化します。
3	社会参加の促進	社会活動や余暇活動への参加を促し、障がいのある人の地域における自立や就労等の社会参加を推進します。

		地域でのつながりやふれあいなどを通じて、障がいのある人への理解を深めます。
--	--	---------------------------------------

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	地域生活への移行（施設入所者数）	人	95	93
2	一般就労への移行（就労移行支援事業所から一般就労をする障害者数）	人	5	7

施策11 生活困窮世帯の自立支援

➤施策の目的

生活に困窮したときに必要な支援を受けることができ、安心して安定した生活を送ることができる地域を目指します。また、様々な問題を抱え生活に困窮している世帯が、生活保護に至ることなく早期に困窮状態から脱却し、安定的で自立した生活を営めるよう包括的かつ継続的な支援を行います。

➤現状と課題

- ・子どもの貧困、8050問題^{*1}などをはじめ、コロナ禍で失業や病気等による離職、あるいは何らかの理由によって就労が困難になるなど、社会環境の変化が顕在化し、様々な理由により経済的に困窮する世帯が増えています。今後も更に増加していくと予測されるため、支援などの対策が必要です。
- ・生活困窮世帯の中には、いくつかの課題を同時に抱えている世帯もあるため、様々な角度から包括的かつ早期に支援することが重要です。そのため、一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、複雑・多様化するケースへの適切な対応ときめ細かな支援が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	生活困窮世帯の自立支援	相談窓口となる「くらしサポートセンター」において、専門の支援員が個々の困窮状況に即したきめ細かな支援計画を作成し、各種支援へとつなげます。
		どこにも相談することなく生活に困窮している世帯に対して、民生委員・児童委員等をはじめ、団体や関係機関、関係部署とのネットワークの充実を図り、連携した支援体制を強化します。

^{*1} 80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題。

2	地域支援体制の確保	自立へ向かう世帯が地域で安定した生活を継続できるよう、民生委員・児童委員等をはじめ、団体や関係機関と連携し、相談や見守り等の支援体制を構築します。
---	-----------	---

➤ 成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	支援により新規就労開始、就労収入増加につながった世帯の割合	%	26	30

施策12 地域福祉の充実

➤施策の目的

少子高齢化や核家族化が進行する中、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、相談体制の充実や交流の場づくりを支援します。

また、安心して暮らせる地域づくりのために、日頃からの近所付き合いを含めた地域での見守り体制や支えあいの仕組みを構築します。

➤現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化の進行により、地域における相互扶助機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化しています。このような中、福祉ニーズは複雑・多様化し、また、子育てと親の介護のダブルケア、引きこもり、子どもの貧困、ヤングケアラー^{※1}など、複合的な生活課題を抱える世帯を早期発見し、支援する必要があります。
- ・社会構造の変化や人々の暮らしの変化に伴い、新たな地域課題が生じる中、高齢者や障がいのある人、子どもなど全ての人々が世代や立場を超えてつながることで、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）が求められています。
- ・高齢者の孤独死や児童虐待、悪質商法被害といった様々な社会的問題が数多く発生しています。民生委員・児童委員や社会福祉協議会など、各種関係機関と連携し、協働による地域の支えあい体制の整備を図る必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	住民相互の支えあいの体制整備	民生委員・児童委員や関係機関が連携した包括的な相談支援体制を充実し、8050 問題や引きこもり、ヤングケアラーなど、課題を抱えている人を見逃さず、その人に寄り添った相談や支援を行います。 社会福祉協議会と連携しながら、地域住民の交流や仲間づくりの場である地域サロン活動や、地域における困りごとを解消するための支えあい活動を推進します。

※1 ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

		地域福祉フォーラムや各種研修会等、様々な機会において、地域福祉に関する広報・啓発を強化し地域における支えあいの意識を高めます。
2	地域を支える人財の育成	地域住民をはじめ福祉団体や行政が連携し、支えあいの大切さを共有するとともに、地域福祉を支える人財育成や各種ボランティアを養成します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	地域サロン立ち上げ地区数（累計）	区	93	118
2	小地域福祉活動（モデル地区）（累計）	区	36	64

(3) 自然環境と暮らしの基盤

自然の恵みを守り安全で魅力あるまちづくり

<政策分野の考え方>

本市の豊かな自然環境が将来にわたって維持されるよう、森林や農地、動植物の生育・生息環境の保全に努めるとともに、再生可能エネルギーなどの活用を図ることで、脱炭素、循環型社会の実現に向けたエネルギーの地産地消を推進します。

自然を守り育て、自然と共生することで、豊かな自然環境を次世代につなぎます。

気候変動による大規模自然災害や犯罪の発生などについての関心が高まる中、自分や家族及び財産を守るための防災・防犯体制の充実など、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりが求められています。すべての市民が安全安心な生活を送ることができるよう、地域と連携した防災・防犯体制の充実に取り組めます。

また、市民生活の基盤となる生活道路の整備や、上下水道などの公共インフラの安定的運用、公共交通政策を推進することで、誰もが日常の利便性を享受できる良好な生活環境の維持・向上を図ります。

施策13 脱炭素・循環型社会の実現

➤施策の目的

脱炭素・循環型社会の実現のため、熊本連携中枢都市圏において、圏域全体の温室効果ガス排出量をゼロとするカーボン・ニュートラルの実現に取り組むとともに、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの活用やエネルギーの地産地消を官民が一体となって推進します。

また、限りある資源を大切に使うため、3R活動（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を推進し、廃棄物の発生を抑制します。

➤現状と課題

- ・脱炭素化やエネルギー転換など地球温暖化対策への取組が求められています。地域資源を生かした再生可能エネルギーの推進や本市を含む熊本連携中枢都市圏18市町村で策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向けた取組を実践していく必要があります。
- ・家庭ごみ排出量が増加していることから、排出抑制及び減量化に向けた取組を多角的に推進する必要があります。特に、正しいごみの分別方法等についての理解を促進するため、ごみ分別アプリ等を活用した適正なごみ排出ルール等の周知を徹底する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	温室効果ガス削減の推進	<u>市、市民、事業者共同で再生可能エネルギーの活用や温室効果ガスの削減に取り組み、市の事務事業においても、熊本連携中枢都市圏と連携しながら、積極的に温室効果ガスの排出削減を進めます。</u>
		市民や事業者の自発的な行動につながる啓発や小中学生に対する体験型環境学習を推進します。
2	ごみ減量化の推進	ごみ分別アプリを活用した正しいごみの出し方の周知のほか、出前講座による適正なごみ排出についての啓発を行います。

3	再生可能エネルギーの活用	本市の現状に即した再生可能エネルギーの導入に関する情報収集と調査研究を行い、官民連携により有効な方策を推進します。併せて、市有施設の再生可能エネルギー等への転換を目指します。
---	--------------	---

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	世帯あたりのごみ排出量	kg/年	527	498
2	リサイクル率	%	12.9	14.2

施策14 自然環境の保全

➤施策の目的

菊池溪谷に代表される豊かな自然は、私たちの日々の生活に癒しと潤いを与える貴重な資産であるとともに、後世に引き継ぐべき重要な資源です。将来にわたって豊かな自然環境が維持されるよう、環境の保全やごみの不法投棄、環境に影響を及ぼす開発等の防止に取り組みます。

また、農地や森林などの土地の荒廃や地下水質の保全に向けて、市民と一体となって自然環境の保全を推進します。

➤現状と課題

- ・山道脇や急傾斜地など、人目につきにくい場所への不法投棄が発生しています。継続的なパトロールの実施はもとより、警察や市民と連携した監視体制の強化や抑止力の向上を図る必要があります。
- ・現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化しています。将来を担う子ども達の環境保全に対する意識向上を図る必要があります。
- ・土地開発は、防災や自然環境、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、乱開発等を、未然に防止することが必要です。
- ・七城地区の地下水については、硝酸性窒素濃度が水質基準を超過している地域が複数存在します。引き続き、原因究明するとともに、対策を講じる必要があります。
- ・就農者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣の影響などから耕作放棄地が拡大し、食料の安定供給という面だけでなく、国土保全や水源涵養など農地の多面的機能の低下が危惧されています。引き続き、就農の推進をはじめ、農地や農業用施設の保全が必要です。
- ・適切な森林管理による森林の有する公益的機能は市民に広く恩恵を与えますが、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林増加による荒廃が大きな課題となっています。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	環境保全の推進	警察と連携し不法投棄及び不法焼却に関する注意喚起やパトロール、警告を行います。

2	環境学習の推進	将来を担う小中学生が、地域の生活環境や自然環境保全の重要性を正しく認識し、自主的な実践に繋がるよう、ごみの正しい分別方法など、ごみの減量化について学習を深めます。
		各学校及び学年の実態に応じ、総合的な学習を活用した環境学習に取り組みます。
3	環境保護・保全活動の推進	土地開発に伴う条例に規定する事前協議の必要性について周知を徹底し、環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為等の未然防止を図ります。
		地下水問題は、引き続き大学との共同研究による水質検査及び原因究明を行い、検査結果に基づき、対策を講じます。
4	農地の保全	優良な農地を後世へとつなぐため、農地や農業施設の維持管理及び保全を推進し、耕作放棄地の解消を図ります。
5	森林の保全	温室効果ガス排出削減や森林の荒廃を防ぐ取組を推進します。また、適正な森林管理として放置竹林対策を併せて実施します。

		大規模な林地開発に対しては、防災を考慮した伐採や造林の指導などを行います。
--	--	---------------------------------------

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	環境学習の実施	校	0	10
2	経営管理集積計画策定件数	件	0	80

施策15 魅力あるまちなか整備

➤施策の目的

市民や関係機関と協働し、歴史や地域資源、景観を生かした賑わいと交流のある、魅力的なまちづくりに取り組みます。

また、子どもから高齢者まで、幅広い世代が集い、交流し、心の安らぎが得られる憩いの空間づくりのため、公園・緑地の美化に努めるとともに、市民参画や官民連携による管理体制の構築を目指します。

➤現状と課題

- ・癒しの空間を目指し、個々でかわまち^{※1}、もりまち^{※2}、はなまち^{※3}の取組を進めてきました。今後、これらの取組をつなぎ、魅力あるまちなかづくりに取り組むことが必要です。
- ・自然や歴史と調和した景観形成のため、景観シンポジウムや身近な風景自慢フォトコンテストなどを開催し、景観に対する市民意識の向上を図ってきました。今後も継続して市民意識の向上を図り、良好な景観形成につなげる必要があります。
- ・安全で快適な公園の利用環境を確保するには、適切な維持管理が求められます。市民の市民による市民のための愛される公園となるよう、自主管理団体の育成、指定管理者制度の導入を図る必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	水辺やまちなか空間の活用	かわまち、もりまち、はなまちの取組を歴史的景観や遺産、商店街とつなぎ、市民や関係機関と協働して、居心地が良く、歩きたくなるまちなか（ウォーカブルシティー ^{※4} ）の形成を目指します。

※1 川の水辺を活用し、まち空間と水辺空間が融合した良好な空間形成を図る事によって、地域の活性化を図る事業のこと。

※2 まちなかの空き地等を利用し植樹を行い、まちの住環境の向上と菊池を訪れる観光客に癒しの空間を提供する事業のこと。

※3 継続的にまちの中に花を増やすことで、そこに住んでいる人の心を癒すとともに、観光客誘致などにもつなげる事業のこと。

※4 自動車を使用せずに歩いて移動できる（バスなど公共交通機関の利用を含む）街のこと。

		一家一花 ^{※1} やオープンガーデンを推進し、自然を愛するグリーン市民 ^{※2} の育成とまちなかに花と緑のある美しい景観のまちづくりに取り組みます。
2	公園・緑地の美化の推進	トイレの美装化と公園・緑地を適切に管理し、安全で快適な公園利用を促進します。 市民による公園の自主管理団体を育成します。また、民間と連携した維持管理体制の構築を進めます。

➤ 成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	緑化や美化活動を行うボランティアグループ数（累計）	団体	15	20
2	ガーデニングコンテスト応募件数	件/年	32	50

※1 公共空間から個人宅まで、市民や企業一人ひとりと行政が、みんなで力を合わせて花と緑を育てるまちづくりのこと

※2 自然環境を大切に、自主的に維持管理を行う市民のこと。

施策16 防災・消防体制の充実

➤施策の目的

平成28年熊本地震や令和2年の7月豪雨など、過去の災害から得られた教訓を生かし、大規模災害に備えた、防災、減災及び復旧に資する強靱なまちづくりを進めます。

防災情報発信体制の強化や防災士の育成、地域での見守り意識の向上などに努め、災害が発生しても被害を最小限に抑える体制整備を図ります。

国や県及び他自治体との連携だけでなく、NPOや企業等の民間との連携を強化し、防災体制の充実を図ります。

➤現状と課題

- ・高齢者が年々増加しており、避難する際に支援を要する避難行動要支援者も年々増加傾向にあります。災害時の自助、共助、公助の連携は必須であり、共助の中核を担う地域の自主防災組織や防災士の育成をはじめ、防災活動への支援が必要です。
- ・災害情報の伝達は防災行政無線のほか、様々な方法で発信を行っています。個別のニーズに対応するため、きくち防災行政ナビや安心安全メール等を総合的、複合的に活用した効果的な情報発信が求められます。
- ・少子高齢化や核家族化、地域社会への帰属意識の低下等により、消防団員の確保が難しい状況にあります。消防団組織のあり方及び入団しやすい環境の整備が必要です。
- ・近年、災害は多様化及び大規模化の傾向にあります。消防団員の活動時の安全を確保するため、防護性や機能性に優れた資機材の充実を図る必要があります。
- ・コロナ禍により、災害時の避難所運営が課題となっています。避難所という密になりやすい空間の中で、避難者及び避難所運営スタッフの感染防止対策を講じる必要があります。
- ・被害の未然防止及び最小化を目的に地域防災計画を策定しています。円滑な他自治体との相互応援体制を確立するため、応援に関する具体的な事項を明記し、体制を整える必要があります。
- ・高齢化、核家族化と相まって災害弱者に対する支援が求められます。自ら避難することが困難な方などの避難行動要支援者名簿を整備するなど、地域における支援体制づくりを強化する必要があります。
- ・今後も想定を超える自然災害が考えられるため、戸建住宅の耐震化等の備えと危険空き家の適正管理を啓発する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	防災・減災体制の強化	危機管理体制の充実を図るとともに、市民参加型総合防災訓練を実施します。
		防災士の資格取得の支援や自主防災組織への研修会を実施し、地域における共助の体制づくりを図ります。
		きくち防災行政ナビや安心安全メールの普及向上を図り、誰もが情報を享受できるようにします。
		消防資機材の計画的な整備や更新による消防体制の整備を進めます。
		消防団組織のあり方や団員の処遇改善、活動しやすい運営に取り組めます。
		感染症対策を講じた避難所を整備し、避難者の感染を防止します。

		<u>受援計画の定期的な職員研修や実施訓練により、 受援応援体制を強化します。</u>
		大規模自然災害に備え、戸建住宅耐震化の支援や危険空き家の適正管理を推進します。
2	災害発生時の支援体制整備	避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、平時から区長等へ情報提供を行い、地域支援体制を構築します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	「きくち防災・行政ナビ」アプリインストール数（累計）	件	7,059	15,000
2	防災士登録者数（累計）	人	187	500

施策17 暮らしの安全対策の推進

➤施策の目的

交通事故から市民を守るため、関係機関や団体と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の積極的な推進などを通じて、意識啓発とマナー向上を図ります。また、防犯対策として、防犯カメラや防犯灯などの拡充のほか、地域と連携した見守り力の強化を図ります。

犯罪を未然に防止するため、防犯意識の啓発や市民を主体とした防犯活動の強化を図ります。また、消費生活トラブルについては、菊池市消費生活センターにおける的確な情報提供と相談体制の充実を図ります。

➤現状と課題

- ・各地区で防犯や交通安全活動が行われています。子ども達や高齢者等の安全を守るため、継続した見守り活動が必要です。
- ・本市の交通事故発生件は年々減少傾向にありますが、マナー違反が多くみられます。運転者の交通安全意識やマナーの向上を図るなど、事故防止対策が必要です。
- ・通学路については PTA や学校と連携し、定期的に危険個所の点検や整備を行っています。子ども達の安全を確保するため、継続して点検、整備を行っていく必要があります。
- ・交通安全施設の老朽化に伴い、更新費用が増加傾向にあります。長寿命化など計画的な整備が求められます。
- ・本市の犯罪内容は窃盗事件が多く、近年は高齢者を狙った詐欺事件等が目立つようになっています。地域のコミュニティ機能の低下や高齢者世帯が増加していることから、より一層の犯罪防止対策の強化が必要です。
- ・インターネット詐欺被害をはじめ、消費者被害が多様化しています。情報提供や相談対応、ライフステージに合わせた消費者教育を強化していく必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	見守り体制の整備	市民や関係機関と連携し、登下校時の見守りや防犯パトロール活動を実施します。

2	交通安全意識の啓発	交通安全教室の開催、信号機のない横断歩道でのマナーアップ運動などの取組や広報啓発を行います。
		運転に不安を持つ高齢者の運転免許証自主返納を支援するとともに、公共交通への利用転換を図ります。
3	交通安全施設の整備	通学路のカラー区画線の整備や老朽化した交通安全施設の更新等を行います。
4	防犯活動の推進	防犯活動を推進するほか、行政区への防犯灯、防犯カメラの設置等を行います。
		消費者トラブルについて、注意喚起を行うとともに、菊池市消費生活センターにて個別相談を実施します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	市内交通事故発生件数	件/年	81	0

2	市内刑法犯罪数	件/年	130	0
---	---------	-----	-----	---

施策18 良好な都市機能の形成

➤施策の目的

人口の急激な減少と高齢化を背景に、従来の拡大・拡散型のまちづくりから集約型へとシフトする中、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現や、持続可能な都市機能の強化が求められます。そのため都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく、商業や医療などの多様な都市機能と居住を誘導することで、コンパクトシティ※1に向けた取組を進めます。

また、市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいたバリアフリー化や長寿命化を図るなど、快適に暮らすための整備を行い、快適に暮らしやすい生活基盤の確保を推進します。

➤現状と課題

- ・立地適正化計画に基づき、建築確認事前審査でコンパクトシティ形成に向けた指導を行っていますが、居住誘導区域外の農地等が宅地化され、一般住宅や共同住宅の建設が進められています。居住誘導区域内の道路改良を行うなど、宅地化促進に向けた取組が必要です。
- ・公営住宅は、年々老朽化に伴う維持管理経費が高んでいます。指定管理者制度によるコスト削減と適切な維持管理に努めるとともに、計画に基づく年度ごとの整備が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	都市基盤の整備	計画に基づく道路改良等により宅地開発を促進し、低未利用地への居住誘導を行います。また、次期都市計画マスタープランにおける誘導区域等の検討を行います。

※1 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

2	公営住宅等長寿命化計画の推進	公営住宅の居住環境改善とライフサイクルコスト※ ² の縮減を図ります。
3	公営住宅管理の効率化	指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用した入居者サービスの向上を図ります。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	用途地域内の宅地面積	ha	190	191

※² 製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

施策19 道路・交通体系の整備

➤施策の目的

道路は暮らしを支える重要な基盤であるとともに、地域経済の活性化や災害時における支援に必要不可欠なものです。道路整備マスタープラン等に基づき、改良・改修等の整備を進め、市民の暮らしやすい生活基盤を確保します。

また、市民の生活における交通手段を確保するため、路線バスをはじめ、べんりカーやあいのりタクシーなどの地域の実情に即した持続可能な交通体系を構築します。

➤現状と課題

- ・道路は、交通量やニーズ分析を行い改良事業や改修工事等、安全で安心な道路環境の整備を進めてきました。道路や橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいるため、今後、修繕等の維持管理費が増加することから、効率的で効果的な維持管理を進める必要があります。
- ・国道及び県道の整備は、随時要望を行うとともに、計画路線については計画通りの整備を働きかける必要があります。
- ・市民の交通手段を確保するために、路線バスへの補助をはじめ、べんりカーやあいのりタクシーの運行を行っています。べんりカーやあいのりタクシーの利用者数は低い状況にあるため、利用方法の周知や利便性の向上が必要です。
- ・路線バスの運行は、利用者のニーズとコストのバランスを考えながら、関係団体と協議し最適な運行形態を検討する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	市内幹線道路の整備	道路整備マスタープラン等に基づき、改良が必要な道路や通学路の整備について重点的に取り組みます。
		国道325号の4車線化の推進や地元からの強い要望のある国県道については、県と連携しながら、地域活性化のための交通ネットワークづくりを進めます。

2	道路・橋梁等の維持管理	計画に基づき、長期的な観点から効率的な維持管理を進めます。
3	公共交通の利用促進	公共交通の利用方法を周知徹底するとともに、運行改善を図り利用促進に取り組みます。
		公共交通の利便性向上や運行の効率化に向け、地域資源を生かした新たな公共交通システムの構築を目指します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	べんりカー利用者数	人/年	15,507	18,500
2	あいのりタクシー利用者数	人/年	10,193	11,700

施策20 上下水道の整備

➤施策の目的

上水道については、市民が安心して利用できる水の安定供給を図るため、老朽化した上水道施設の更新のほか、基盤の強化や維持管理を適切かつ合理的に進めます。さらに、上水道加入促進を図りながら、普及率の向上に努め、健全な事業運営を目指します。

また、生活排水などの汚水処理については、下水道、浄化槽での処理を推進し、生活環境の維持向上を図ります。

➤現状と課題

- ・水道事業が創設されてから 60 年以上が経過し、取水施設や配水施設等の老朽化が進んでいます。漏水の可能性が高いため、管路の布設替と耐震化を進める必要があります。
- ・景気の減退、給水人口の減少に伴い、水道料金収入は近年減少傾向にあります。将来にわたる人口減少、水道料金の収入減のほか施設の更新費用増が見込まれることから、水道事業経営の強化が必要です。
- ・下水道事業の経営基盤を強化するため、令和 2 年度に公営企業会計に移行しました。将来の安定的な経営維持を図るため、水洗化率の向上や適切な施設管理が必要です。
- ・浄化槽は毎年約 70 基程度の設置を行っています。生活環境の向上のためには、引き続き、水洗化及び浄化槽の設置を促進する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	水道水の安定供給	水道施設を計画的に更新し、突発的な断水を未然に防ぎ、管路の耐震化を進めます。
		給水区域内への啓発により上水道の加入を促進し、普及率の向上と収益の向上を図りながら、水道事業経営の強化を進めます。

		漏水調査及び早期修繕に取り組み、有収率 ^{※1} の向上を図ります。
2	下水道の整備及び維持管理	施設のコスト削減に努めるとともに、使用料金の検討を行います。
		啓発活動による未加入世帯への加入を促進し、水洗化率の向上を図ります。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	給水区域内の水道普及率	%	88.7	89
2	有収率（水道）	%	84.5	91.0
3	下水道処理区域内水洗化率	%	93.1	95.0
4	合併浄化槽設置数（累計）	件	2,304	2,700

※1 有収率とは、料金徴収の対象となった水量を給水した実績水量で除したもの(%)。

(4) 教育と文化

学びあいと地域が育む人づくり

＜政策分野の考え方＞

悠久の歴史の中で培われた文化や郷土について学びの機会を増やし、郷土愛を深めるとともに、一人ひとりが、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、自らの“夢”や“幸せ”の実現を目指す、自主・自立の精神に富んだ次代を担う人財を育成します。

市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた運動の機会を提供します。また、各種スポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致などにより、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

文化芸術については、多くの市民が直接触れる機会を創出するとともに、地域の中で育まれた伝統文化や文化財等を後世に伝えていく取組を支援することにより、魅力ある文化芸術があふれるまちづくりを進めます。

さらに、人権尊重社会や男女共同参画社会の形成促進に向けて、行政・学校・関係機関等が連携し、市民が相互に学び合う機会を設け、一人ひとりの考えや個性が尊重されるまちづくりを推進します。

施策21 学校教育の充実

➤施策の目的

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教師の授業改善及び指導力向上を図るとともに、基本的生活習慣や学習習慣の徹底を図ります。

また、自然環境をはじめ、地域の歴史・文化・産業についての学習を推進し、児童生徒の郷土への関心と郷土を大切に思う心を醸成するとともに、未来のリーダーとしてグローバルな視点を持って、活躍できる人財を育成します。

➤現状と課題

- ・児童生徒の学力向上については、これまでの取組の中で「学力不振児童生徒出現率」や「中学校入学時の学力低下率」が減少するなど一定の効果が現れています。しかしながら、全国平均を下回るため、基礎学力の確実な定着が必要です。
- ・国の GIGA スクール構想に基づく、1 人 1 台端末等の整備をはじめ、学校における ICT 教育環境の充実を進めています。こうした機器を効果的に活用するためには、教職員の対応能力を高めると同時に、家庭学習においてより一層活用することが必要です。
- ・児童生徒の生活習慣においては、インターネットへの依存が拡大しています。家庭学習時間の減少や睡眠不足の児童生徒がみられるため、改善が必要です。
- ・不登校等への対応としては、学校支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを中心に、学校と関係機関が連携した取組を進めてきました。不登校者数は依然微増傾向にあるため、より一層の対応が求められます。
- ・学校給食については、衛生管理基準に基づいた食物アレルギー対応を行っています。多様化する食物アレルギーへの対応を行い、の安全・安心な給食環境の整備が必要です。
- ・学校給食では、安全・安心な食の提供と食育の観点から、地元食材の活用に取り組んでいます。これらの食材が地域の生産者に支えられたものであることの認知と、食に対する感謝の気持ちを育む必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	子どもの生きる力を育てる	授業改善及び指導力向上や ICT 機器の活用、読書の推進、家庭学習習慣の定着等による確かな学力の育成、体験活動や道徳教育による豊かな心の育成、学校保健や学校給食、体力の向上等による健やかな体の育成に取り組みます。
		多様なニーズに対応した特別支援教育やいじめ・不登校対策、日本語指導の充実・強化に取り組みます。
		将来を深く考え、見つめるキャリア形成のための教育を充実し、自ら考え、チャレンジし続ける人財を育成します。
		命の大切さを学び、互いの価値観や人権を尊重する意識と感覚を持った人財を育成します。また、教職員の人権に関する基本的認識を更に高める人権教育を推進します。
		学校と地域住民等が協力し、地域とともに特色ある学校づくりを目指すコミュニティ・スクール ^{※1} を充実します。

※1 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

2	郷土を愛する心を育てる	郷土学習の推進に取り組み、子どもたちが本市の豊かな自然や歴史、伝統文化を学ぶ機会を拡充します。
		地域社会と深く関わる体験活動や郷土の探求的な学習を進める総合的な学習の時間の充実に取り組みます。
3	グローカル ^{※1} な人財を育てる	英語コミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育の充実と英語体験活動の充実に取り組みます。
		ESD ^{※2} の推進やプラチナ未来人財育成塾 ^{※3} 、森の学校きくち ^{※4} 等によるリーダー育成を目指した研修の充実に取り組みます。
4	市内3高校との連携	市内3高校を行政及び地域が一体となって支援することで、3高校の活性化をはじめ入学希望者を増やし、本市に愛着を持つ人財の輩出や、地域の活性化につなげます。

※1 グローカル（Glocal）：地球規模を意味するグローバル（Global）と地域を意味するローカル（Local）の2つの英単語を組み合わせた造語。

※2 ESD:Education for Sustainable Development の略で、様々な社会的課題を乗り越え、次の世代にその課題を残さないような社会を築く担い手を育成する教育のこと。

※3 プラチナ未来人財育成塾：「未来人財」を輩出するため、産業界、研究・教育機関、行政など各分野を代表する講師から専門分野の講義をうけ、多世代と共に学び、悩みながら、あるべき将来の社会像と自分の役割について学ぶ人材育成スクール事業。

※4 日本・世界をリードされている講師陣と直に接して話を聞、多様な考えを持つ同世代と交流することにより、生きる力と未来のリーダーとしての素養を育む機会を提供する取組。

5	安全・安心な学校給食の 持続可能な提供	学校給食における食物アレルギー対策を強化し、 安全・安心な学校給食を提供します。
		食育を推進するとともに、地元産の農畜産物を学 校給食に取り入れます。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	県学力学習状況調査（小学校）の目標 値（目標値を 50 とした場合の換算値）	-	51.5	53.0
2	県学力学習状況調査（中学校）の目標 値（目標値を 50 とした場合の換算値）	-	46.4	50.0
3	図書の月平均貸出数（小学校）	冊	10.7	12.0
4	図書の月平均貸出数（中学校）	冊	3.6	5.0
5	中学校卒業段階での英検 3 級相当取得 率	%	15.1	40.0

施策2-2 生涯学習の推進

➤施策の目的

市民が主体的に学び、芸術・文化や生きがいづくりなど、生涯を通じてそれぞれの興味や関心に合った学習ができるよう、生涯学習及び社会教育の充実を図り、心豊かな生き方や地域の課題解決へつなげていきます。

また、郷土学習の推進やまちづくりリーダーの育成に取り組み、郷土愛を育みながら次世代を担う人づくりを行う仕組みを構築します。

➤現状と課題

- ・少子高齢化の進展や人口減少により、市民力の低下、地域コミュニティの希薄化が進み、さらにグローバル化や高度情報化により、市民の日常生活は急速に変化しています。このような中、知識のみならず、思いやり、共感する能力や協調性、対話力を身に付けるため、生涯学習を推進する必要があります。
- ・生涯学習センター開設以降、利用者は増加傾向にあります。引き続き、市民のライフステージと幅広い学習ニーズに応じた学習機会の提供が求められます。
- ・生涯学習講座は知識を習得して終わりではありません。地域課題の解決につなげるルートづくりを進め、学びと活動の循環を創出する必要があります。
- ・地域における学習の機会が少ないことから、自治公民館等における学習活動の支援を行う必要があります。
- ・中央図書館は、利用者のニーズに沿った図書や講座の充実に努め、開館して4年目に来館者40万人を突破し、多くの人に利用されています。今後は利用・来館できない人に対応する読書環境の整備や非来館型のサービスの充実が必要です。
- ・中学、高校と成長するにつれ読書数が減少する傾向にあるため、読書活動の推進が必要です。
- ・在菊外国人の増加に伴い、暮らしの課題が広がっています。多文化への理解や多言語に触れる環境の整備が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	社会教育施設の活用	学習ニーズや時代の要請に応える講座を開催し、利用者同士の交流を促します。

2	自治公民館学習活動の支援	自治公民館向けに ICT を活用した講座を配信し、地域が主体となって学ぶ活動を図ります。
3	<u>学校を核とした地域づくりの推進</u>	地域住民の協力を得て中学生の学習支援を行う地域未来塾など、地域学校協働活動を推進します。
4	まちづくりリーダー及び生涯学習指導者の養成	様々な地域課題に対応するまちづくりリーダーや指導者を養成するキクロスカレッジを創設するとともに、生涯学習人財認証制度を創設します。
5	図書館サービスの充実	来館型サービスの充実に加え、電子図書館の活用やデジタルコンテンツ等の制作を進め、非来館型サービスを拡充します。
6	<u>子どもの読書活用の推進</u>	<u>ブックスタート^{※1}や市民ボランティアによる読み聞かせ活動を推進します。さらに、若い世代に対して図書館の活用や読書への興味を育てます。</u>
6	多文化の理解促進	市民と在菊外国人に交流の場を提供し、対話を通じて、多文化の理解を深めます。

➤成果指標

※1 赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動のこと。

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	地域学校協働活動の実施活動数(年間)	件	0	300
2	生涯学習センター及び3分館への来館者数	人	139,390	260,000
3	ICTを活用した講座配信の活用数(公民館HPアクセス数)	回	400	1,000
4	キクロスカレッジの修了生数	人	0	115
5	図書館の貸出冊数	冊/年	302,852	350,000

施策23 スポーツの推進

➤施策の目的

国が推奨する「する・みる・ささえる」スポーツ活動を通して、すべての市民がスポーツに親しめるよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに合った活動機会を提供し、スポーツ人口の拡大を図ります。

また、体育施設の安全性や利便性向上を図りながら、各種イベントの開催や合宿の誘致などを行い、スポーツを通じた交流人口の拡大につなげます。

➤現状と課題

- ・各種スポーツ大会やスポーツ教室を実施することで、地域住民の交流や親睦、健康増進につなげてきました。しかしながら参加者が少ない現状にあるため、関係機関、団体等との連携のあり方や周知の方法について、見直す必要があります。
- ・高齢者等の健康スポーツ教室は、新規参加者が少ないのが現状です。スポーツ人口の拡大には、市民のニーズにあった教室の構築が必要です。
- ・オンラインによる予約システムを導入したことで、利便性が向上しました。今後は予約の対象を学校施設に広げるとともに、料金の多様な決済方法について導入が求められます。
- ・宿泊を伴う全国大会等は、本市の知名度向上や経済効果に繋がっています。全国大会等の誘致が菊池ファンの拡大につながるよう、関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・施設の老朽化により多額の維持管理経費を要しています。利用者が安心して施設を利用できるよう適切な修繕等を行う必要があります。
- ・小学校の部活動を社会体育に移行しました。中学校部活動についても円滑に移行できるよう受入れ体制の調整が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	市民スポーツの促進	市民体育祭やマラソン大会などを開催し、多くの市民が楽しく交流し、健康増進につながる場を提供します。

		総合型スポーツクラブ、体育協会と連携したスポーツの推進に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。
		市民ニーズにあったスポーツ教室を開催し、新規参加者の増加や参加年齢層の拡大により、市民の健康意識の向上を図ります。
2	スポーツを通じた本市の魅力発信	各種スポーツ大会や合宿等の誘致を積極的に図り、菊池の魅力を県内外へ発信します。
3	体育施設の適切な管理と利便性向上	利用者が安心してスポーツを楽しめる環境を整え、オンライン予約できる対象施設を拡大するなど、利用者の利便性を高めます。
4	中学校部活動受入れ体制の構築	地域人材登録バンク※ ¹ を活用した、受入れ体制の構築を図ります。

※¹ 様々な知識や技術・特技・経験を身に付けた方を、講師・指導者として人材バンクに登録する制度。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	総合型地域スポーツクラブ種目数	種/年	8	12
2	スポーツイベント等の開催数（九州、 全国大会等）	回/年	0	3
3	各体育施設の利用者数	人/年	580,000	650,000

施策24 歴史文化の保存と継承

➤施策の目的

豊かな歴史文化の継承と新しい文化の創造に向け、市民主導による文化芸術活動と市民参画を促進していくとともに、文化財を後世へ継承するための保存・整備・活用及び情報発信に努め、体験や学びの場を通じて郷土を大切にする心の醸成を図ります。

また、菊池一族の歴史をはじめ、鞠智城跡や菊池遺産などの歴史的な価値ある地域資源を有効に活用することで、市の魅力発信や地域振興につなげます。

➤現状と課題

- ・無形民俗文化財の保存に向けた継承者不足が懸念されています。地域に残る神楽等の民俗芸能保存団体の活動を支援する必要があります。
- ・歴史や郷土が育んだ文化等を保存・継承するため、郷土資料の収集や調査を進めていますが、学びや周知啓発のための環境整備が遅れています。そのため、保存や展示施設の整備、活用する必要があります。
- ・歴史文化や日本遺産関連の講座等を開催し、市民へ郷土の歴史文化の周知啓発を行ってきました。学校教育においても伝統文化や文化財を活用した学習機会を設け、子どもたちが郷土を知り、大切にする心を育むことが必要です。
- ・鞠智城跡は、県や山鹿市と連携しながら認知度の向上に取り組んでいます。国営公園化に向けて更なる歴史的価値と認知度の向上が必要です。
- ・郷土の歴史、文化遺産を後世に引き継ぐため、菊池遺産として認定を行ってきました。菊池遺産の周知と保護、活用を促進する必要があります。
- ・世界かんがい施設遺産に認定された歴史ある施設は、老朽化がみられます。持続的で良好な維持管理が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	伝統文化や文化財の保護と活用	伝統芸能について公開の機会を増やし、後世への継承を支援します。

		文化財保存の拠点施設を整備し、市民が郷土の歴史に親しむ機会を提供します。
		歴史や文化コンテンツの収集や保存、活用する「記憶の記録」として、デジタルアーカイブ※ ¹ の充実を図ります。
		専門研究者による菊池文化の更なる研究と検証を進め、その成果を市民へ学ぶ機会として提供します。
		学校教育の場での伝統芸能の伝承活動や社会クラブ化を促進し、子どもたちが郷土を知り、大切にする心を育みます。
		鞠智城の歴史や魅力を広く発信し、認知度向上に取り組むとともに、地域の子ども達を訪れ、学ぶ機会を提供します。
		地域の宝である菊池遺産の保護や活用に取り組めます。

※¹ デジタル技術を用いて作成された古文書・記録文書類等のこと。

		自然や歴史的建築物等を保護活用し、次の世代に継承していく仕組みを構築します。
2	史跡菊之城跡の国指定化の推進	史跡菊之城跡等の国指定に向けて歴史的価値を解明し、認知度向上に取り組みます。
3	文化・芸術活動の推進	市民や文化団体が主体となった文化・芸術活動や、活動成果を発表・披露する市民や団体に対し支援を行います。
4	かんがい施設遺産の継承	市民への学ぶ機会の提供や、維持管理に関する意識向上につなげ、施設の保全と持続的な活用を図ります。

➤ 成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	デジタルコンテンツデータ数	点	3,000	5,000
2	文化研究者ネットワーク登録数	人	6	21

3	学校への郷土学習実施校数	校	1	7
---	--------------	---	---	---

施策25 人権教育・啓発の推進

➤施策の目的

あらゆる差別の解消に向けて、地域に根差した人権教育と啓発活動に取り組んでいますが、今日においても部落差別事象、子どものいじめ、虐待問題、インターネット上の人権侵害、超高齢社会の問題、外国人の問題、コロナ差別など様々な人権に関する問題が存続しています。

そのような事象の発生や社会情勢の動向を注視しながら、地域の実情に応じた人権問題への正しい理解と多様性を尊重し認め合う、「差別のない明るいまちづくり」の実現を目指した人権教育・啓発を、地域や学校、機関・団体等の様々な場と機会を通じて、効果的かつ継続的に推進します。

➤現状と課題

- ・平成28年に施行された「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」や多様化する人権問題を受けて、平成30年度に「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」を改定、令和元年度に「菊池市人権・啓発基本計画」の改定を行いました。部落差別をはじめ、あらゆる差別に対する正しい知識の啓発に加え、自分自身で考え判断する力が求められます。
- ・地域における人権教育は、形骸化や研修会参加者の減少、固定化が見られます。地域や関係団体と連携を深め、研修方法を工夫しながら実施する必要があります。
- ・近年においても部落差別事件が発生しています。当事者間への対応や支援、市民への教育や啓発について、原点に戻り見直す必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	人権啓発の推進と相談等支援体制の充実	人権尊重の理念の普及や理解を深めるために、広報活動及び人権同和教育研究大会等の啓発活動を推進します。
		子どもの貧困や外国人（外国にルーツを持つ子どもも含む）、LGBTなど多様化する人権問題について正しく理解を促す啓発や研修、また人権相談による支援体制の充実に取り組みます。

2	人権教育の推進	社会情勢や地域の実情に応じた研修会、ふるさと懇談会などの学びの場を設けます。
		行政職員一人ひとりが人権問題を自分の課題として受け止め、豊かな人権感覚の醸成に取り組みます。
		地域や学校、機関、団体等と連携して市人権・同和教育推進協議会等の教育活動を推進します。
3	人財育成の推進	まちづくり推進委員等が豊かな人権感覚を備え、地域で人権教育ができるよう育成します。

➤ 成果指標

	項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
1	市人権同和教育研究大会の初参加者数	人/年	183	200
2	ふるさと懇談会の参加者数	人/4年	3,444	4,000

施策26 男女共同参画社会の実現

➤施策の目的

一人ひとりが互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、社会のあらゆる分野において共に参画できる男女共同参画社会及びジェンダー平等社会の実現に向けて取り組みます。

また、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、ダイバーシティ社会^{※1}の実現や男女共同参画を推進するリーダーの育成、女性のエンパワーメント^{※2}を身につけるための取組を進めます。

➤現状と課題

- ・男女共同参画社会づくりのための市民意識調査によると、性別による役割を固定する考え方は「反対」との意見が多いものの、家庭における家事や育児、介護等は女性が多く担っています。以前よりは改善が見られますが、未だ根強い固定的役割分担意識やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の存在があり、解消にむけた取組が必要です。
- ・政策や方針決定の過程における女性の参画状況について、本市の審議会等での割合は女性委員が30.0%となっています。より一層女性の登用促進に向けた取組が必要です。
- ・女性活躍推進法により、自治体や従業員101人以上を雇用する事業主には女性活躍に関する情報公表、行動計画の策定等が義務づけされていますが、女性の活躍が十分とは言えない状況です。ワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現に向けて、企業向けの研修会や啓発の強化する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	男女共同参画の推進	固定的役割分担意識の解消など、様々な分野で男女共同参画の視点に立った意識の啓発に取り組むとともに、市民ニーズに沿った人財育成を行います。

※1 多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会のこと。

※2 個人や集団が自らの生活への統御感を獲得し、組織的、社会的、構造に外郭的な影響を与えるようになること。

※3 仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。

2	女性の活躍の推進	審議会等の女性登用率の向上等に向け、様々な立場の女性が参画できるよう意識啓発を行うとともに、機会の確保を図ります。
		あらゆる分野において、女性が自分で意思決定し行動できる「エンパワーメント」を身につけ、社会において活躍につながるよう自己の意識啓発と人財育成に取り組みます。
3	仕事と生活の調和の推進	ライフステージに合った多様で柔軟な働き方を実現できるよう、市民講座やイクボス研修等の開催に取り組みます。
		ワーク・ライフ・バランス等を啓発するため、企業向けセミナー等の開催や情報提供に取り組みます。
4	相談等支援の実施	男女共同参画専門委員（弁護士・カウンセラー）により、相談者の心のケアや支援を行い、問題の早期解決につなげます。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	審議会等委員に占める女性の割合	%	30.0	35.0

2	男女共同参画講座・研修等の参加者数	人	683	800
---	-------------------	---	-----	-----

(5) 市政運営

市民に分かりやすい健全な行財政運営

<政策分野の考え方>

市政への理解促進及び市政への参画を促し、市民と意見交換できる場づくりや機会の増加を図ります。

市への関心や愛着を高めるため、行政情報の迅速な提供や、市民と行政が協働でまちの魅力についての情報発信ができる仕組みをつくることで、広報活動の充実と適正な情報公開に努めます。

積極的に市民の多様な意見を市政に反映させるため、懇談会、ワークショップなどを積極的に開催します。

さらに、行政機能の充実については、費用対効果を重視したデジタル行政化を進め、社会情勢の変化や市民ニーズに迅速に対応した利便性の高い市民目線での行政サービスを提供します。

また、新たな行政需要に対応できるよう、持続可能な財政運営に努め、財政基盤の一層の健全化を目指します。

施策27 開かれた市政の推進

➤施策の目的

市民に必要な情報を適切に届けるため、広報紙や市ホームページ、防災・行政ナビ、各種 SNS などを活用し、積極的に情報を届けます。また、双方向でのコミュニケーションとなるよう各種 SNS などの研究を進め、拡充を図ります。

その他、市民ニーズを的確に把握するために、市長と語る会や各種アンケートのほか、各種計画を策定する中で懇談会やワークショップなどを開催し、市民の市政運営への参画やまちづくりに対する関心を高め、市民意見を施策へ反映します。

➤現状と課題

- ・市政に関する情報は、広報紙をはじめ、市ホームページや各種 SNS など、様々なメディアを活用し、市民に広く提供していますが、認知度、活用が十分でない状況があります。市政運営やまちづくりに興味、関心を持ってもらうためには、必要な情報がいつでも、誰にでも伝わり、積極的に活用されるよう工夫する必要があります。
- ・各種計画策定においては、パブリックコメントやワークショップ等を通して、市民の声を市政へ反映するよう努めていますが、広く市民の意見を集約する点では不十分なところがあります。様々なチャンネルの中で市民ニーズの把握に努める必要があります。
- ・市が持つ各種情報（データ）の見える化と提供が遅れています。個人情報保護等に十分留意の上、利活用を促進する必要があります。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	市政情報の発信	広報紙に重要な市政情報や旬の情報を提供するとともに、掲載内容や見やすさを工夫することで、より充実した広報紙を目指します。 <u>きくち防災・行政ナビを活用し、必要な情報を確実に届けます。また、市民と行政の双方向のコミュニケーションツールとして機能の充実を図ります。</u>

		市ホームページのリニューアルを行うとともに、より多くの人に情報を届けるため、各種 SNS の充実を図ります。
2	市民参画の促進	市長との意見交換や市政情報の発信、個別政策の検討において積極的に市民との対話や意見交換を進めます。
3	各種データ活用の推進	市が保有する各種データや統計情報等の公開と、情報の可視化を行い、広く活用を促します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	各種 SNS のフォロワー等の数	件/年	15,489	18,000
2	市長と語る会への新規参加者数(累計)	人/年	0	1,000
3	市ホームページのアクセス数 (総ページビュー数)	PV/年	3,208,155	6,300,000

施策28 効率的な行政運営

➤施策の目的

市民の期待に応える行政運営を目指し、社会構造の変化や多様化する市民ニーズの的確な把握に努めながら、行政手続等のデジタル化に向けた対応を進め、迅速で利便性の高い市民本位の行政サービスを提供します。

また、職員研修の充実及び、国や関係機関との人事交流などを通して、職員の資質向上を図ります。

➤現状と課題

- ・地震や大雨等の災害に強いまちづくりや感染症対策、デジタル化への対応など様々な課題に直面しています。複雑・多様化する市民ニーズを的確に捉え、業務の見直しやICTを活用した窓口手続きのオンライン化などにより、市民の立場に立った利便性の高いサービスを効率的に提供する必要があります。
- ・マイナンバーカードは、行政手続等のデジタル化の基盤となります。カード普及を積極的に進めるとともに、より一層の利活用を推進する必要があります。
- ・市民ニーズは複雑・多様化し、部局横断的な対応や職員の能力向上が求められています。時代の変化に即応できる組織機構の見直しや人財の育成を図る必要があります。
- ・人的処理に依存した事務作業は、長時間勤務や事務処理ミスにつながる場合があります。事務品質の向上を図るためには、事務処理のRPAなどICTによる作業の自動化やチェック体制の改善が必要です。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	業務の効率化の推進	事務フロー・業務マニュアルの見直しや積極的にICTを活用し、事務品質の向上と業務の効率化を図ります。
2	各種サービスの利便性の向上	電子申請の導入など市民手続の利便性向上のためマイナンバーカードの取得を積極的に進めます。

		<u>窓口での待ち時間の短縮化に向け、業務工程を見直すとともに、申請手続きや問合せ等、オンラインを活用した取組を推進します。</u>
3	職員の意識改革と組織力の強化	人財育成研修の充実と職員の能力開発、能力向上に向けた自己啓発等を奨励します。
		職員の能力が最大限に発揮できる柔軟かつ効率的な組織体制を構築するとともに、組織横断的な連携を強化します。また、多様な人財を活用することで、様々な地域課題に対処します。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	マイナンバーカード交付枚数率	%	19.6	90.0

施策 29 財政基盤の強化

➤施策の目的

高齢化などを起因とした社会保障費の増加等により財政負担が増大しているため、事務事業の見直しや公共施設の統廃合の推進等による歳出の削減、市税収納率の向上、各種料金等の債権管理の強化等を行うことで財政基盤の強化を図ります。

➤現状と課題

- ・高齢化による社会保障費等の更なる増加や人口減少による税収の減少、さらには老朽化した公共施設やインフラの改修、更新等の経費が見込まれ、厳しい財政状況が予想されます。また、大規模自然災害や新型コロナウイルスの蔓延など、新たな課題にも直面しており、将来にわたり安定かつ健全な財政基盤を確立する必要があります。
- ・行政評価による事業見直しや中期財政試算等を活用したコスト削減が必要です。
- ・本市が保有する公共施設の多くは、施設機能の重複が見られ、市民1人あたりの公共施設の延床面積は全国平均と比べても過大な傾向にあります。少子高齢化等の社会情勢の変化や財政状況を鑑みながら、将来的に維持可能な保有総量を削減する必要があります。
- ・公共施設やインフラ施設は老朽化が進行しているため、計画的な修繕、改修、更新といった整備を行いながら機能維持と安全を確保する必要があります。
- ・市税の滞納整理については、窓口や電話での納税相談を実施するなど、確実な徴収に取り組んでいます。しかし、長引くコロナ禍により滞納者の増加が懸念される状況にあり、市民に寄り添ったきめ細かな滞納対策を実施することが求められます。
- ・市税をはじめ各種料金等の債権管理については、債権の徴収にバラつきがあり滞納債権も多額になっています。市民負担の公平性を確保するため強制的な徴収方法にも着手しながら、徴収困難となった債権については早急に整理を進める必要があります。
- ・地籍調査が進んでいない山間部においては、土地所有者等の高齢化が進行し、立会いも困難な状況にあり、また、土地境界に詳しい人が極めて少なくなっています。計画的な地籍調査の実施が求められます。

➤施策実現のための取組

	取組	内容
1	効率的・効果的な行政運営	行政評価の結果や中期財政試算を活用しながら、健全な予算規模となるように事業の見直しやコスト削減を図ります。
2	公共施設等の計画的な整備と総量コントロール	将来的に維持可能な保有総量とするために、利用者や市民との合意形成に努めながら、類似する施設の統廃合などを推進します。
		個別施設計画 ^{※1} に基づき、公共施設等の計画的な整備を行うことで機能維持を図ります。
3	税収確保の推進	口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ納付やキャッシュレス納付を導入し、納付しやすい環境づくりを行います。
4	債権管理の強化	市税をはじめ各種料金等の債権管理の強化を図り、庁内横断的に一元管理します。
5	地籍調査の推進	第7次国土調査十箇年計画に基づき地籍情報を明確化し、土地資産の保全及び課税の適正化を推進します。

※1 個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すもの。

➤成果指標

	項目	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
1	地方債現在高の縮減	億円	334	305
2	保有施設数（インフラ系を除く）	施設	226	180
3	市税収納率（現年度）	%	98.77	99.20
4	滞納債権の圧縮（すべての滞納市債権）	千円	980,212	754,000
5	一筆地調査の進捗状況	%	67.53	73.54